令和８年度版

御 坊 市 の 環 境



御　坊　市



市　　章

昭和２９年６月の制定。
波型は「ごぼう」の頭文字を現し、
水産業海運業の盛んなることを示す。
▲型は木の国を表現して林産業の盛ん
なることを示す。

御坊市民憲章

私たち御坊市民は、日高川を母とする豊かな自然の恵みにこたえ、なによりも人権を重んじ、文化を高め、進んで調和のとれた産業をおこし、紀中の中核都市にふさわしい、生きがいのある住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめます。

１　自然を守り育て、ごみのないきれいなまちをつくります。
１　教養を深め、健康でこころ豊かなくらしにつとめます。
１　仕事にはげみ、明るい家庭と職場をきずきます。
１　きまりをよく守り、人に迷惑をかけない市民になります。
１　たがいに助け合い、御坊へくる人を親切に迎えます。

市の花木　ハマボウ（黄槿）

平成６年４月１日制定。アオイ科の低木で高さ３～５m、７～８月に黄色い花が咲きます。日高川河口付近に数多く植生し、本市の風土を代表する花木です。

市の花　こぎく

昭和５６年４月１日制定。赤・白・黄・紫など色彩豊かな花が四季を通じて咲き、落ち着いた香りを漂わせます。美しく慎ましい庶民性と強い生命力は、本市のシンボルにふさわしい花です。

市の木　クロガネモチ

平成６年４月１日制定。沿岸地方に多く植生しています。排気ガスなどや潮風にも強く、日陰に耐える陽樹です。また、栽培がやさしく、庭木や公園樹などに適しており、本市の緑化の一翼を担うにふさわしい木です。

はじめに



近年、気候変動の影響は世界各地で顕在化しており、異常気象はもはや「異常」ではなく「日常」になりつつあります。

国連環境計画（ＵＮＥＰ）が警告したように、早急に行動を起こさなければ今世紀末に破滅的な気温上昇を招くという地球温暖化はもはや「待ったなし」の危機的状況にあります。

我が国においても、連日のように発表される熱中症警戒アラートや、局地的な大雨・台風の激甚化など、地球温暖化がもたらす影響は私たちの命や暮らしを直接脅かすものとなっています。実際、近年の日本の夏の平均気温は過去最高水準で推移しており、記録的な猛暑が常態化しています。

このような「気候危機」とも呼ぶべき事態の進行を食い止めるためには、私たち一人ひとりが事態の深刻さを自分事として捉え、未来の世代に美しい環境を引き継ぐために、手を取り合って対策に取り組むことが何より重要です。

本市においては、豊かな自然を守り育て、次代に引き継ぐ環境づくりを目指して、水環境を保全するための農業集落排水事業や公共下水道事業の実施、合併処理浄化槽の設置支援に加え、温室効果ガスを抑制するための家庭用照明のＬＥＤ化、省エネ性能に優れた家電製品（エアコン・冷蔵庫）への買換えを促進するための助成制度の創設など、市民生活の中で環境負荷を低減する施策を進めているところです。

また「御坊市役所第３次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市役所の事務・事業に関して温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むとともに、令和７年度に策定した市民・事業者・行政が一体となって対策を行うための「御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、国の目標である「2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量 46%削減」を目指し、省資源や温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みをより一層進めてまいります。

この「御坊市の環境」は、令和７年度に本市が取り組んだ環境施策や本市を取り巻く環境状況について調査した結果を取りまとめたものです。

本書を通じて、環境の価値や保全、そして本市の環境行政に対する関心や理解が深まり、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した取り組みを実践する一助になることを願います。

令和８年９月

御坊市長　三　浦　源　吾

目　　次

第 1 章　御坊市の概要

第 1 節　地　　勢 …… 1
第 2 節　人口の推移 …… 2
第 3 節　土地の状況 …… 3
第 4 節　市の産業構造 …… 3
第 5 節　環境行政と施策 …… 4
1　行政組織図 …… 4
2　環境行政機構 …… 5
3　環境行政組織の変遷 …… 5
4　市民環境課事務分掌 …… 5
5　公害対策審議会及び委員名簿 …… 6
6　環境調査の活動状況 …… 8

第 2 章　大 気 汚 染

第 1 節　大気汚染の概要 …… 9
第 2 節　大気汚染監視測定 …… 9
1　常時監視測定体制 …… 9
2　大気汚染測定局と測定項目 …… 10
3　各測定局設置場所 …… 10
4　発生源監視事業所施設と監視項目 …… 10
第 3 節　大気汚染の現況 …… 13
1　二酸化硫黄（SO_2） …… 13
2　窒素酸化物（NO_X） …… 19
3　浮遊粒子状物質（SPM） …… 26
4　微小粒子状物質（PM2.5） …… 32
第 4 節　酸性雨の調査 …… 34
第 5 節　大気汚染に係る環境基準について …… 39

第 3 章　水 質 汚 濁

第 1 節　市内主要河川の水質調査 …… 41
第 2 節　水質汚濁に係る環境基準 …… 51
第 3 節　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 …… 52
第 4 節　水生生物による水質調査 …… 57

第 ４ 章　騒音・振動
第 １ 節　騒音 …… ５９
第 ２ 節　環境騒音 …… ６０
第 ３ 節　騒音に係る環境基準 …… ７１
第 ４ 節　振動 …… ７２

第 ５ 章　公 害 苦 情
第 １ 節　公害苦情の受理・処理状況 …… ７３

第 ６ 章　ご み 処 理
第 １ 節　沿革 …… ７５
第 ２ 節　ごみの収集、運搬、処理の現況 …… ７６
１　６種分別へ …… ７６
２　指定ごみ袋制 …… ７６
３　処理施設の概要 …… ７７
第 ３ 節　ごみ収集量 …… ７８
１　ごみの収集量の推移 …… ７８
２　ペットボトルのリサイクル状況 …… ８１
第 ４ 節　啓発・普及活動 …… ８２
１　分別収集の徹底・協力 …… ８２
２　ごみ減量化・再利用の推進 …… ８２
３　不法投棄禁止・ポイ捨て禁止の取り組み …… ８２
４　市内の環境美化の取り組み …… ８２
５　循環型社会の形成に向けて …… ８２
第 ５ 節　市内一斉クリーン大作戦 …… ８３
第 ６ 節　廃乾電池の処理について …… ８４
１　概　要 …… ８４
２　回収状況 …… ８５
第 ７ 節　家電リサイクル・家庭系パソコンリサイクル・小型家電リサイクル …… ８６
１　家電リサイクル …… ８６
２　家庭系パソコンリサイクル …… ８６
３　小型家電リサイクル …… ８６

第 ７ 章　し 尿 処 理
第 １ 節　し尿の収集・処理の現況 …… ８７
第 ２ 節　し尿処理施設の概要 …… ８７
１　し尿処理施設の概要 …… ８７
２　農業集落排水処理施設の概要 …… ８８

３　公共下水道処理施設の概要 …… ８９
第３節　し尿処理量の推移 …… ９０
１　御坊クリーンセンターの処理量 …… ９０
２　塩屋浄化センターの処理量 …… ９１
第４節　浄化槽設置の推進 …… ９２

第８章　地球温暖化対策
第１節　地球温暖化防止への取組み …… ９３
第２節　御坊市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編） …… ９３
第３節　温室効果ガスの総排出量について …… ９５
第４節　実行計画の結果について …… ９５
第５節　御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） …… ９５
第６節　脱炭素社会に向けた取組み …… ９６

第９章　参考資料
１　御坊市公害対策審議会条例 …… ９７
２　排水基準等 …… ９９
３　水質汚濁防止法第３条の規定に基づく排水基準等を定める条例 …… １０１
４　御坊市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等 …… １０３
５　自動車騒音の限度 …… １０４
６　御坊市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等 …… １０５
７　道路交通振動の限度 …… １０６
８　特定建設作業に係る規制基準（騒音） …… １０７
９　特定建設作業に係る規制基準（振動） …… １０８
１０　深夜の飲食店営業等に対する騒音規制基準 …… １０９
１１　御坊市役所地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱 …… １１１
「御坊市役所地球温暖化対策実行計画推進会議」推進体制 …… １１２
１２　御坊市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置条例 …… １１３
「御坊市地球温暖化対策推進協議会」推進体制 …… １１４
１３　主な環境用語の解説 …… １１５
１４　ごみの分け方一覧表 …… １２８

第　1　章

御坊市の概要

第１章　御坊市の概要

第 １ 節　　地 勢

御坊市は、和歌山県の海岸線のほぼ中央、日高川河口に位置し、西は紀伊水道南端、太平洋に面して遠く四国徳島県を望み、東は黒岩山、高城山連峰、日高川上流を境として印南町と日高川町に接し、北は白馬山脈をもって有田郡と接し、平野部は日高町、美浜町と隣接する東西約８．４ｋｍ、南北１６．３ｋｍ、面積４３．９１ｋ㎡で海岸線を南北に延びる地形をなしている。

市街地の北部は、おおむね山岳地帯で市内最高峰、標高３６７．４ｍの薬師谷山があり、南部は海岸段丘を形成し、ここに名田町の各集落が点在している。

市の中央部を幹川流路延長１２７ｋｍ、水量豊かな日高川が東西に貫流し、河口付近のデルタ地帯に御坊、湯川、藤田、野口、塩屋の各町が連なって市街地を形づくっている。

主要都市までの距離は、和歌山市までは約４０ｋｍ、関西国際空港までは約６０ｋｍ、大阪市までは約９０ｋｍであり、鉄道ではそれぞれ約４０分、約７５分、約８０分の時間的距離にある。

気候については、南海気候区に属し、年間を通じて比較的穏和である。昨年の年平均気温１７．０℃、年間降水量は１４７８．５ｍｍである。

市 の 人 口	２０，５４３人　（令和８年４月１日現在）
市の世帯数	１０，６３５世帯（令和８年４月１日現在）
市 の 位 置	東経１３５° ０８’ ２７”～　１３５° １２’ ５８”
	北緯　３３° ４８’ ４７”～　３３° ５７’ １０”
	海抜（最高）薬師谷山３６７．４ｍ
市 の 面 積	４３．９１ｋｍ^2
市役所の位置	御坊市薗３５０番地２
市制施行日	昭和２９年４月１日

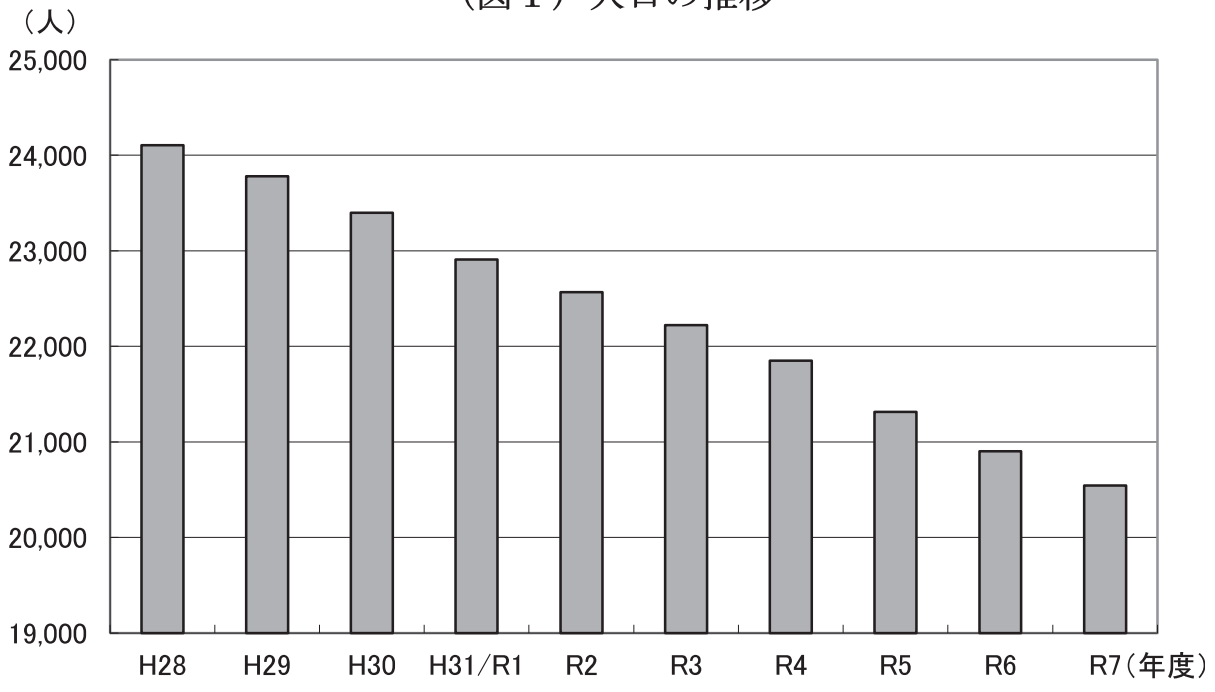
第 2 節　人 口 の 推 移

（表１）住民登録人口と世帯数

区分／年度	人口			世帯
	男	女	計	
H28	11,541	12,565	24,106	10,896
H29	11,393	12,387	23,780	10,905
H30	11,166	12,231	23,397	10,865
H31/R1	10,925	11,983	22,908	10,803
R2	10,771	11,796	22,567	10,808
R3	10,618	11,605	22,223	10,795
R4	10,426	11,425	21,851	10,890
R5	10,144	11,170	21,314	10,788
R6	9,940	10,963	20,903	10,695
R7	9,763	10,780	20,543	10,635

（各年度末現在）（資料:市民環境課）

（図１）人口の推移



第 3 節　土 地 の 状 況

（表２）土地の利用状況

（令和６年１０月現在）

区　分	農用地		森　林	水　面 河　川 水　路	道　路	宅　地	その他	計
	田	畑						
面　積 （ha）	408	375	1,570	281	238	574	945	4,391

（資料：都市建設課）

（表３）都市計画用途地域別面積

（平成１７年３月１０日決定告示）

	面積（ha）	構成比（％）
第一種中高層住宅専用地域	５０	１７．４
第一種住居地域	８１	２８．２
第二種住居地域	２４	８．４
準住居地域	１８	６．３
近隣商業地域	２９	１０．１
商業地域	１０	３．５
準工業地域	３３	１１．５
工業地域	７	２．４
工業専用地域	３５	１２．２
合計	２８７	１００

（資料：都市建設課）

第 4 節　市の産業構造（産業別事業所数）

（表４）事業所の状況

（令和３年６月１日現在）

業　種	農　林 水産業	鉱　業 砕石業 砂利採取	建設業	製造業	卸売 小売業	金　融 保険業	不動産業 物品賃貸業	運輸業 郵便業 情報通信業	電　気 ガ　ス 熱供給 水道業	サービス　業	総　数
事　業 所　数	10	-	139	89	484	28	102	28	1	851	1,732
割　合 （％）	0.6	0	8.0	5.1	28.0	1.6	5.9	1.6	0.1	49.1	100

（資料：企画政策課）

第 5 節　　環境行政と施策

1．行政組織図

(図2)御坊市行政機構一覧表

令和8年4月1日現在

企画政策部	企画政策課	
	秘書室	
総務部	総務課	
	情報化・イノベーション推進室	
	財政課	
	契約室	
	危機管理課	
市民生活部	税務課	
	収納室	
	市民環境課	斎場
	保険年金課	
福祉部	子ども支援課	保育園 3園
	社会福祉課	
	人権・男女共同参画推進室	
	健康長寿課	点線内「福祉事務所」
産業建設部	産業振興課	
	都市建設課	
	土地対策室	
	建築住宅課	
出納室		
上下水道事務所		
消防本部	消防総務課	総務係　：企画係
	通信指令室	通信指令係　：情報調整係
	予防課	予防係　：危険物係
	警防課	警防調整係
	救急救助課	救急救助調整係
消防署	消防防災班	第1消防防災係　：第2消防防災係　：調査調整係
	消防装備班	第1消防装備係　：第2消防装備係
	救命救助班	第1救命救助係　：第2救命救助係

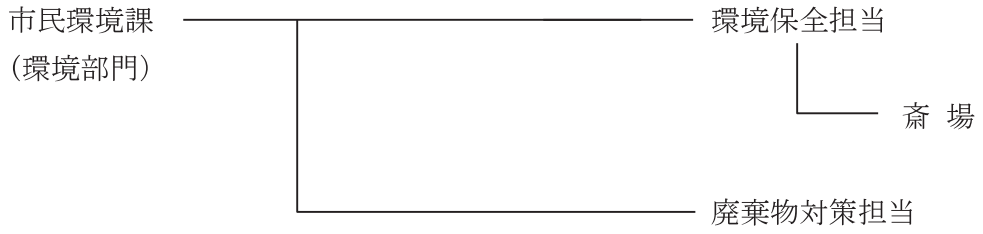
行政委員会等

教育委員会	教育課	給食センター 幼稚園　3園　：小学校 6校　：中学校 4校 中央公民館　：図書館　：児童センター　：市民文化会館 勤青ホーム　：歴史民俗資料館　：体育館　：武道館
議会	事務局	
選挙管理委員会	事務局	
監査委員	事務局(選挙管理委員会)	
農業委員会	事務局	
公平委員会	事務局(選挙管理委員会)	
固定資産評価審査委員会	事務局(選挙管理委員会)	

２．環境行政機構

御坊市の環境行政組織は、当初、厚生課の保健衛生係に属していたのに始まる。その後、幾度か機構改革を経て、現在、市民環境課（環境部門）が公害、廃棄物等環境保全行政全般に関わる事務を分掌し、市民の快適な環境を保持すべく努力している。

（図３）　市民環境課（環境部門）機構図（令和８年４月１日現在）



３．環境行政組織の変遷

昭和３１年	１２月	１日	厚生課の保健衛生係に所属
昭和３８年	４月	１日	機構改革に伴い市民課の保健衛生係に所属
昭和４４年	４月	１４日	機構改革に伴い企画室の企画係に所属
昭和４７年	７月	４日	機構改革に伴い公害交通課に公害係設置
昭和４９年	４月	３日	機構改革に伴い生活環境課に公害係設置
昭和６３年	７月	１日	機構改革に伴い生活環境課の公害係を廃止し、環境保全係設置
平成　５年	４月	１日	機構改革に伴い生活環境課から環境衛生課に名称変更
平成　９年	４月	１日	機構改革により環境衛生課に環境保全係・廃棄物対策係の２係を設置
平成２２年	４月	１日	機構改革により環境保全室を設置
令和　３年	４月	１日	機構改革により環境保全室を廃止
令和　７年	４月	１日	機構改革に伴い市民課と環境衛生課を統合し、市民環境課に名称変更、環境保全係・廃棄物対策係を廃止

４．市民環境課事務分掌

廃棄物対策

（１）廃棄物処理計画に関すること。

（２）ごみ及びし尿の収集処理に関すること。

（３）不燃物処理場の管理に関すること。

（４）放置車両に関すること。
（５）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第１９条第１項の規定による通報の受理（犬を除く。）に関すること。
（６）飼犬登録及び狂犬病予防に関すること。

環境保全
（１）環境保全に関する総合的対策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
（２）公害対策審議会に関すること。
（３）公害苦情の処理に関すること。
（４）省資源対策に関すること。
（５）斎場の管理に関すること。
（６）墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）に関すること。
（７）浄化槽に関すること。
（８）その他環境保全に関すること。

５．公害対策審議会及び委員名簿

御坊市公害対策審議会は、市長の諮問機関として設置され、公害対策について必要な事項を調査・審議する。

委員の任期は２年で、市長が委嘱し、市議会、学識経験者、民間諸団体の代表者２９人以内で構成されている。（表５）

(表５)御坊市公害対策審議会委員名簿

《任期　令和８年７月１２日～令和１０年７月１１日》

	氏　　名	備　　考
第１号委員	楠　本　香　織	
	芝　田　　学	
	松　本　隆　史	
	村　上　宗　隆	
第２号委員	弓　倉　正　啓	
	上　西　一　永	
	山　﨑　恭　平	
	平　岡　政　信	
	野　村　英　作	
	和　佐　憲　道	
第３号委員	村　垣　雅　代	日高医師会代表
	薗　　益　喜	日高薬剤師会代表
	堀　内　敬　太	御坊青年会議所代表
	高　垣　太　郎	御坊市観光協会代表
	阪　本　浩　和	和歌山県農業協同組合 紀州地域本部代表
	松　村　徳　夫	紀州日高漁業協同組合代表

令和８年７月現在

（注）第１号委員：市議会議員
　　第２号委員：知識経験を有する者
　　第３号委員：民間諸団体を代表する者

６．環境調査の活動状況

本市では、住みよい環境を保全するため、（表６）に掲げた各種環境調査を実施している。

（表６）　環境調査の実施状況

	調　　査　　名	調査回数	測定個所数	調査項目数	備　　考
大気	大気汚染常時監視測定	年間連続	５ （１）	３ （４）	市設置５ （県設置１）
	事業所等の大気汚染立入調査	適　宜			
	酸性雨の調査	月２回	１	３	
水質	主要河川等の水質調査	４	６	１７	
	事業所等の排水立入調査	適　宜			
騒音	市内環境騒音測定調査	１	２４	３	春　　季
	事業所等の騒音立入調査	適　宜			
振動	事業所等の振動立入調査	適　宜			
その他	公害苦情処理	適　宜			
	環境パトロール	適　宜			
	地球温暖化対策実行計画 （温室効果ガスの排出量調査）	毎月１回	２３	９	市関係機関

※阪和自動車道及び湯浅御坊道路の騒音測定調査は令和７年度に廃止

第　2　章

大気汚染

第2章　大 気 汚 染

第 1 節　　大気汚染の概要

大気汚染の主な発生物質には、硫黄酸化物と窒素酸化物及び浮遊粒子状物質など、人体や生活環境に影響を及ぼす物質を含んでいる。

御坊市においては、関西電力㈱御坊発電所の操業に伴って、昭和５８年４月に和歌山県環境衛生研究センター御坊監視支所を設置し、市内の６ヶ所（御坊、湯川、藤田、野口、塩屋、名田）の調査地点において測定を開始した。

平成１１年４月に御坊監視支所を無人化したため、本市の５測定局のデータについて市役所庁舎内に大気汚染監視システムを設置して監視するとともに、監視データの一括管理を行っていた。

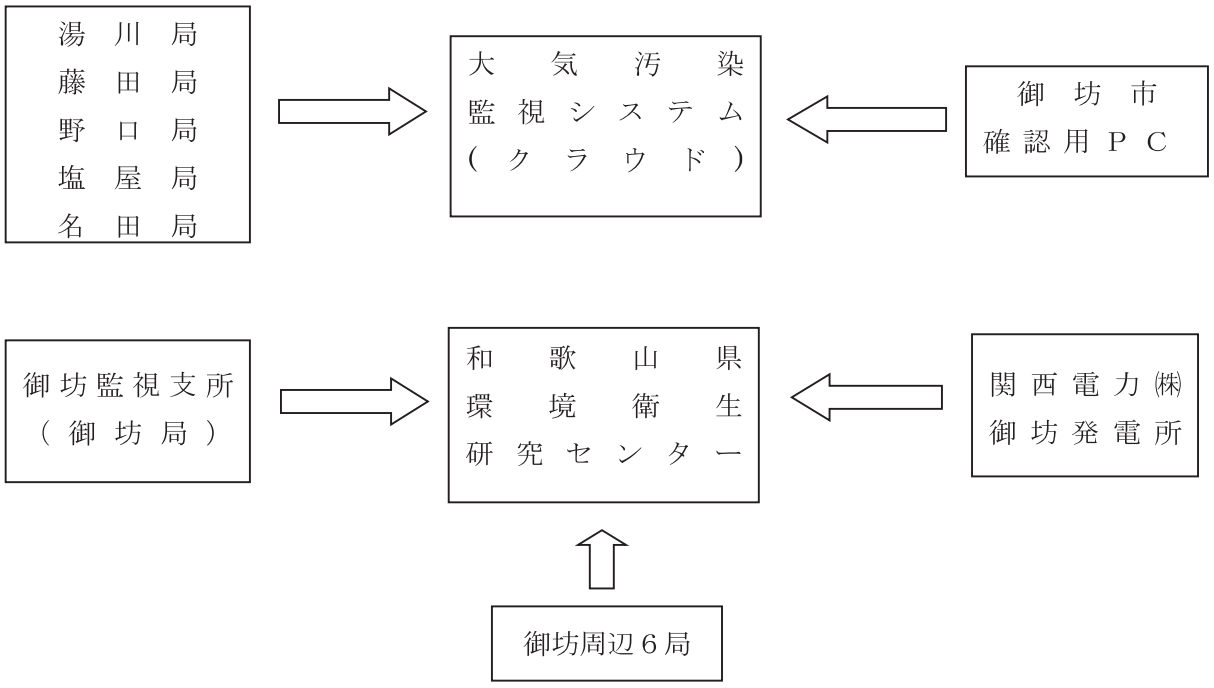
令和３年３月には、御坊監視支所を除く市内の５測定局に設置している機器の更新を実施し、監視データについては、クラウドサーバーで一括管理を行い、市役所庁舎内に確認用ＰＣを設置することで監視を行っている。

第 2 節　　大気汚染監視測定

１．常時監視測定体制

常時監視の区分としては、湯川、藤田、野口、塩屋、名田の５局が御坊市で、御坊監視支所（御坊局）、発生源（御坊発電所）及び御坊周辺６局が和歌山県である。

（図１）大気汚染常時監視設備システム機器構成図



２．大気汚染測定局と測定項目

（表１）　各測定局の測定項目

測定項目名 ＼ 測定局名	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	ＰＭ２．５
御坊監視支所（御坊局）	○	○	○	○
湯　川　局	○	○	○	
藤　田　局	○	○	○	
野　口　局	○	○	○	
塩　屋　局	○	○	○	
名　田　局	○	○	○	

３．各測定局設置場所

１）御坊監視支所（御坊局）　　御坊市薗２５５番地４
２）湯　川　局　　御坊市湯川町小松原１５番地２
３）藤　田　局　　御坊市藤田町吉田２８８番地１
４）野　口　局　　御坊市野口７６１番地
５）塩　屋　局　　御坊市塩屋町南塩屋５２番地３
６）名　田　局　　御坊市名田町上野１３４８番地１５

（注）　２）湯川局については、平成２５年７月に湯川中学校敷地内から北側テニスコートへ移設。
５）塩屋局については、昭和６１年８月に同敷地内で移設。
６）名田局については、昭和６０年４月に旧名田中学校から現名田中学校へ移設。

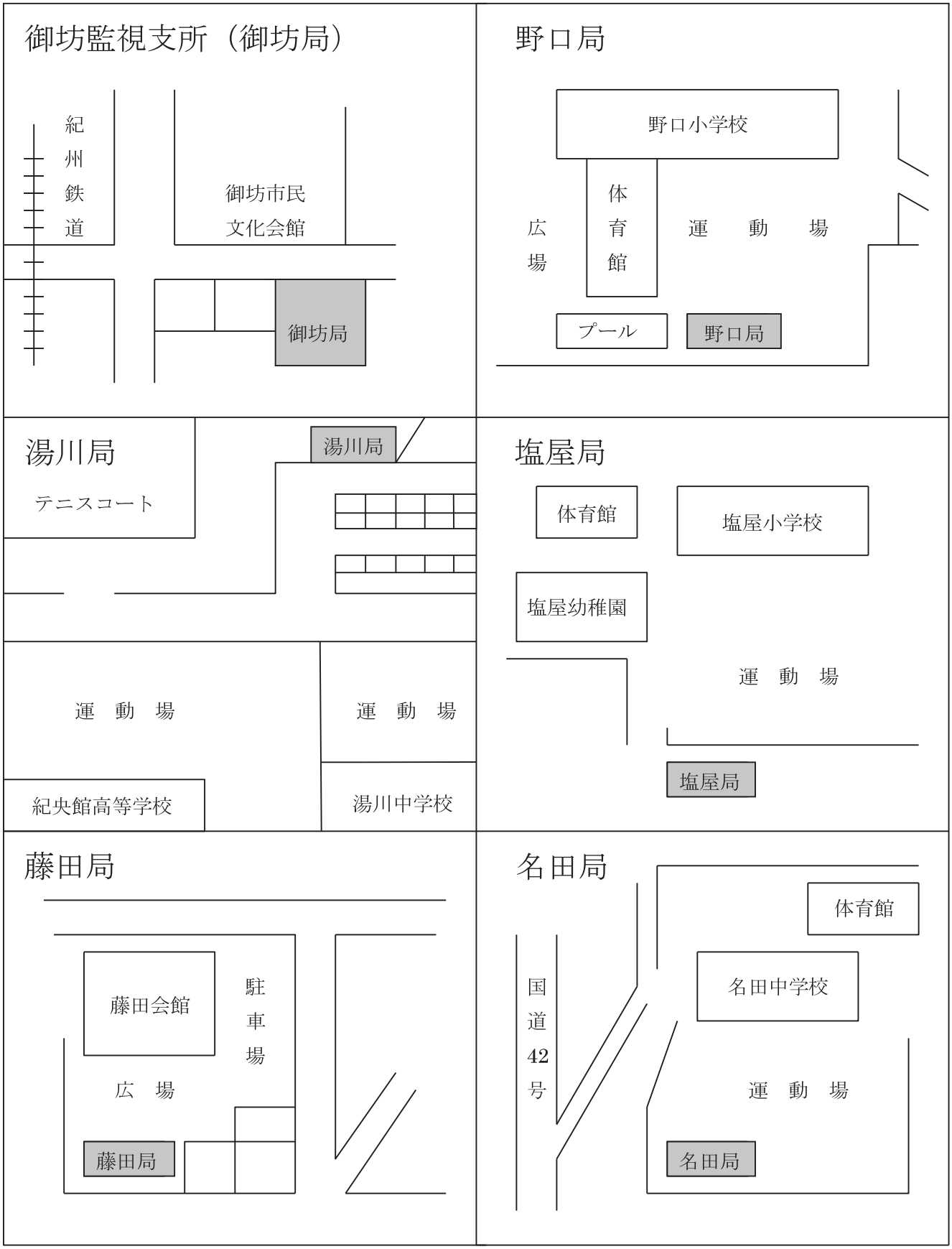
４．発生源監視事業所施設と監視項目

（表２）　発生源施設の監視項目

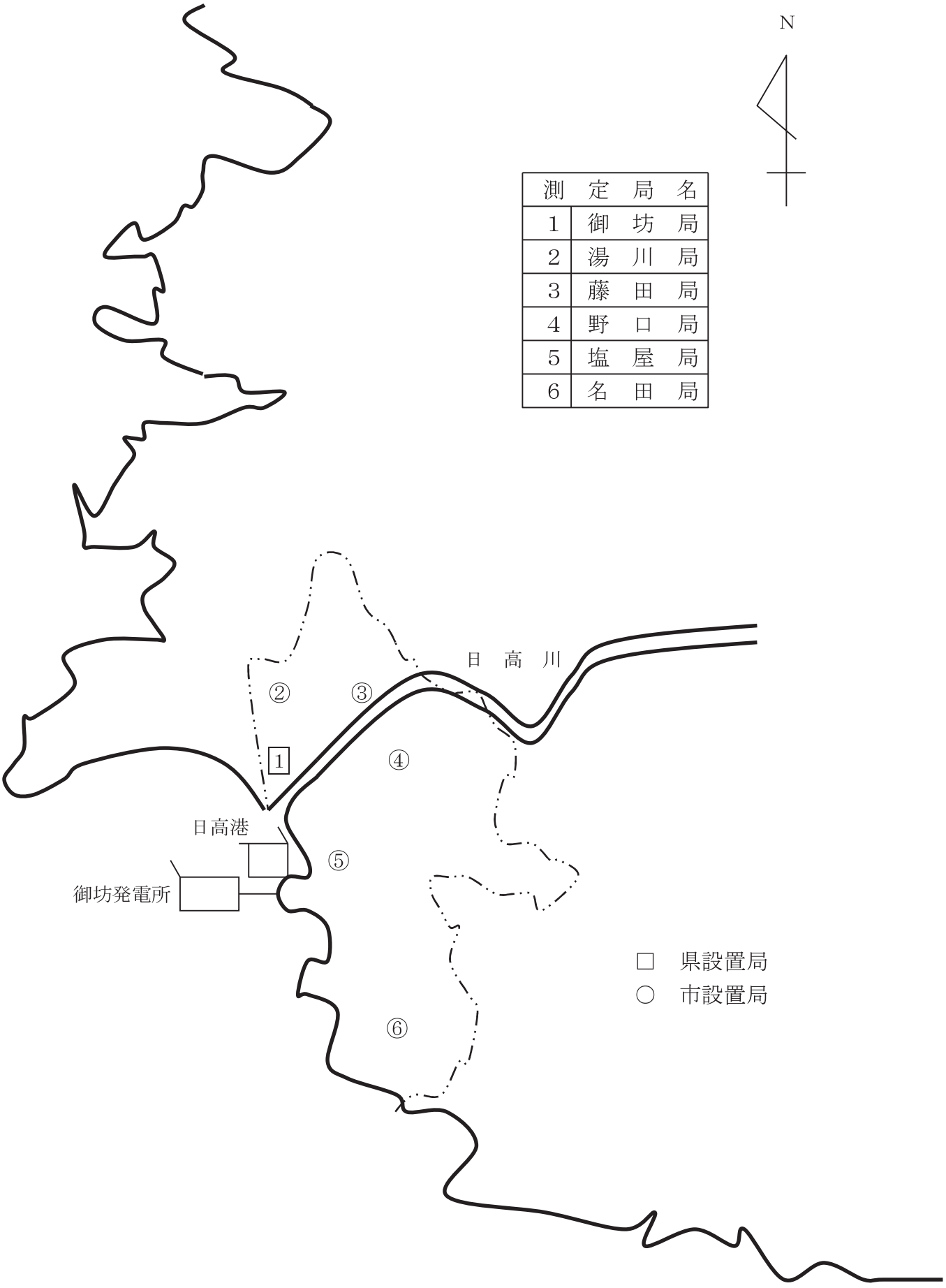
所在地	発生源事業所施設名		監視項目	
			二酸化硫黄	窒素酸化物
御坊市	関西電力㈱御坊発電所	１号機	○	○
		２号機	○	○
		３号機	○	○

（注）御坊発電所２号機については、令和７年１０月をもって廃止。

（図２）　測定局近傍図


御坊監視支所（御坊局）
紀州鉄道
御坊市民文化会館
御坊局
野口局
野口小学校
広場
体育館
運動場
プール
野口局
湯川局
湯川局
テニスコート
運動場
運動場
紀央館高等学校
湯川中学校
塩屋局
体育館
塩屋小学校
塩屋幼稚園
運動場
塩屋局
藤田局
藤田会館
駐車場
広場
藤田局
名田局
体育館
名田中学校
国道42号
運動場
名田局

（図３）　御坊市周辺測定局配置図



測	定	局	名
1	御	坊	局
2	湯	川	局
3	藤	田	局
4	野	口	局
5	塩	屋	局
6	名	田	局

第 3 節　　大気汚染の現況

1．二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、主として石油、石炭などの化石燃料に含まれている硫黄分がその燃焼に伴って生成される汚染物質である。

二酸化硫黄の常時監視は、昭和58年度から実施している。

令和3年3月に測定局の機器更新を実施し、測定方法が溶液導電率法から紫外線蛍光方式に変更になった。

令和7年度の測定結果は、年平均値 0.000～0.001ppm であり、全測定局とも良好な状態が維持されている。

また、環境基準達成状況は、今年度も全測定局とも長期的評価に適合している。

＜長期的評価法＞

年間にわたる日平均値のうち、測定値の高い方から2％の範囲内にあるものを除外した日平均値が、環境基準（0.04ppm）を超える日が2日以上連続しないこととして評価を行う。

［紫外線蛍光方式］

二酸化硫黄を測定する方法の一種で、試料大気に比較的波長の短い紫外線を照射し、これを吸収した二酸化硫黄分子が発する蛍光の強度を測定することにより、試料大気中の二酸化硫黄の濃度を測定する方法である。

（表３）二酸化硫黄濃度の測定結果（１時間値の月平均値）

（単位：ppm）

月別 / 測定局名	令和7年									令和8年			最高値	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1時間値	日平均値
※御坊局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.008	0.003
湯川局	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.008	0.003
藤田局	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.008	0.003
野口局	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.007	0.002
塩屋局	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.014	0.003
名田局	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.007	0.003

（注）※印は県設置測定局を示す。

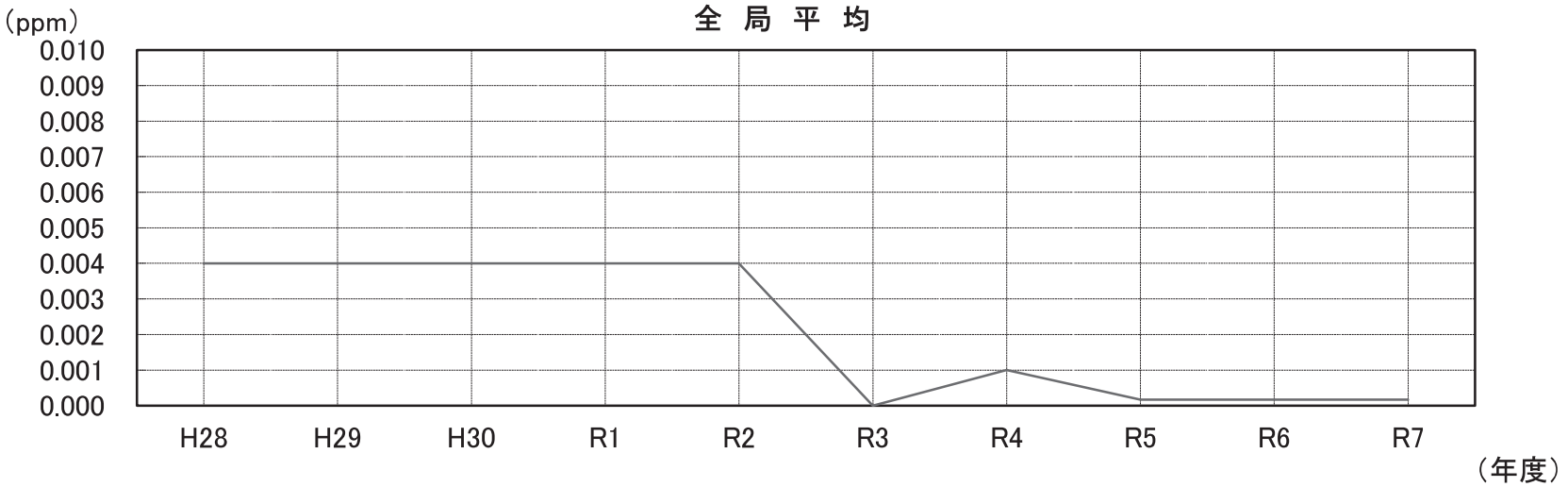
（表４）二酸化硫黄（SO_2：年間値）

（紫外線蛍光法）

項目 / 測定	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の年間2%除外値	日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	有or無	日
※御坊局	365	8733	0.001	0	0.0	0	0.0	0.002	無	0
湯川局	361	8669	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	無	0
藤田局	362	8672	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	無	0
野口局	359	8628	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	無	0
塩屋局	362	8675	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	無	0
名田局	360	8647	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	無	0

（注）※印は県設置測定局を示す。

（図４）二酸化硫黄の経年変化（年平均値）



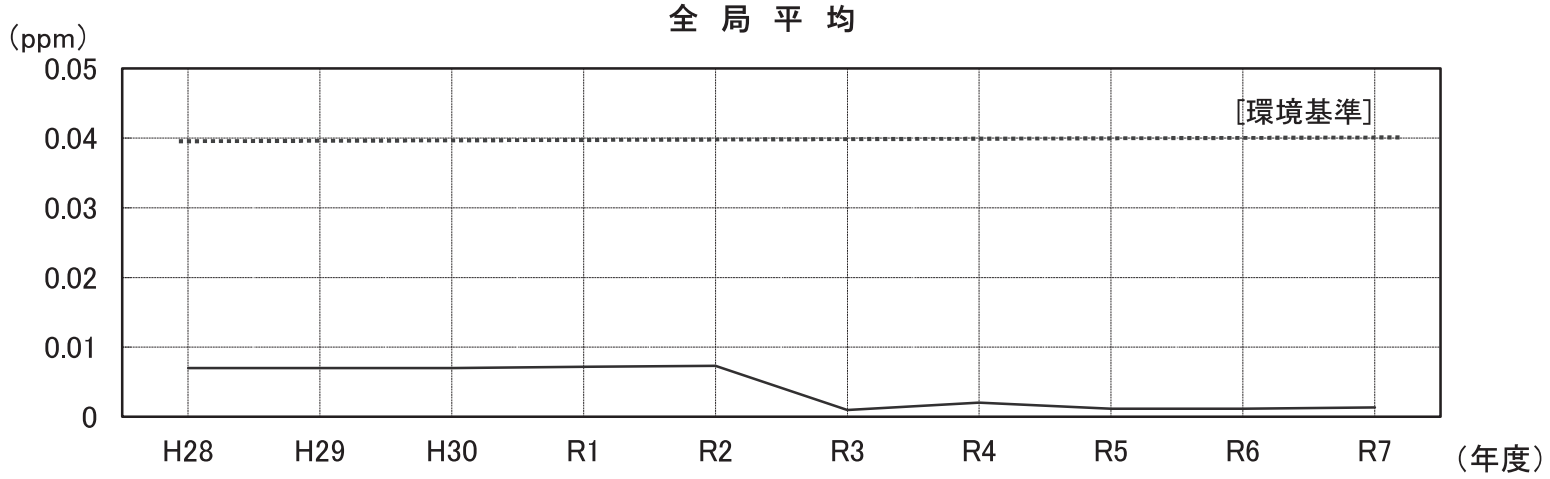
（表５）二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

測定局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
※御 坊 局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
湯 川 局	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
藤 田 局	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
野 口 局	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
塩 屋 局	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
名 田 局	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
全局平均	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000

（注）※印は県設置測定局を示す。

（図５）二酸化硫黄の経年変化（日平均値の年間２％除外値）



（表６）二酸化硫黄の経年変化（日平均値の年間２％除外値）

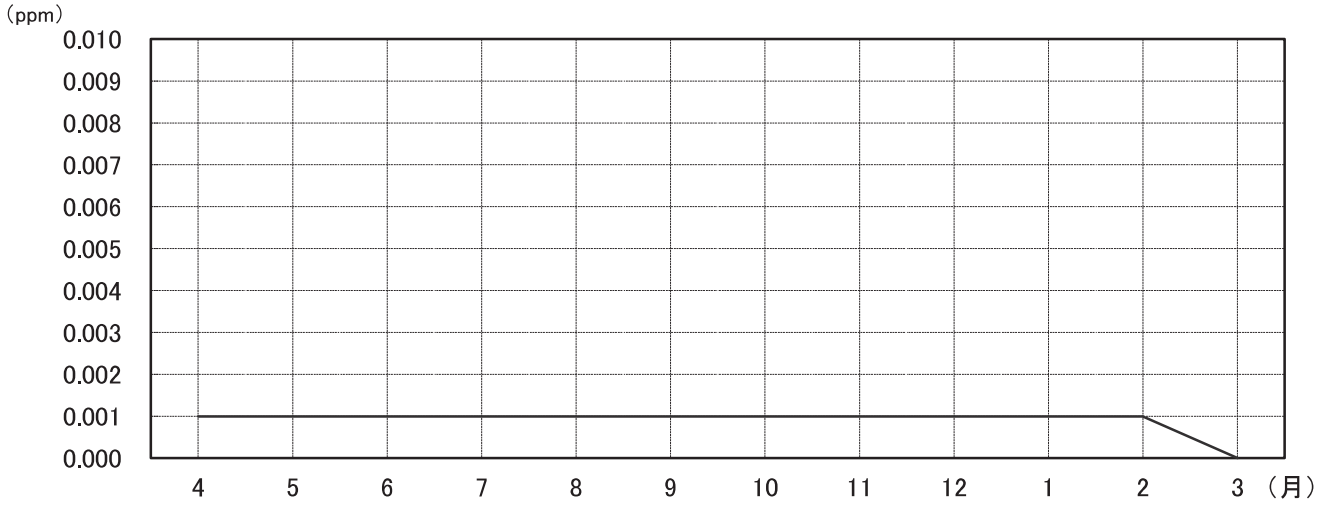
（単位：ppm）

測定局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
※御 坊 局	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
湯 川 局	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
藤 田 局	0.009	0.008	0.009	0.010	0.010	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
野 口 局	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
塩 屋 局	0.008	0.007	0.007	0.007	0.009	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
名 田 局	0.007	0.008	0.009	0.009	0.008	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
全局平均	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001

（注）※印は県設置測定局を示す。

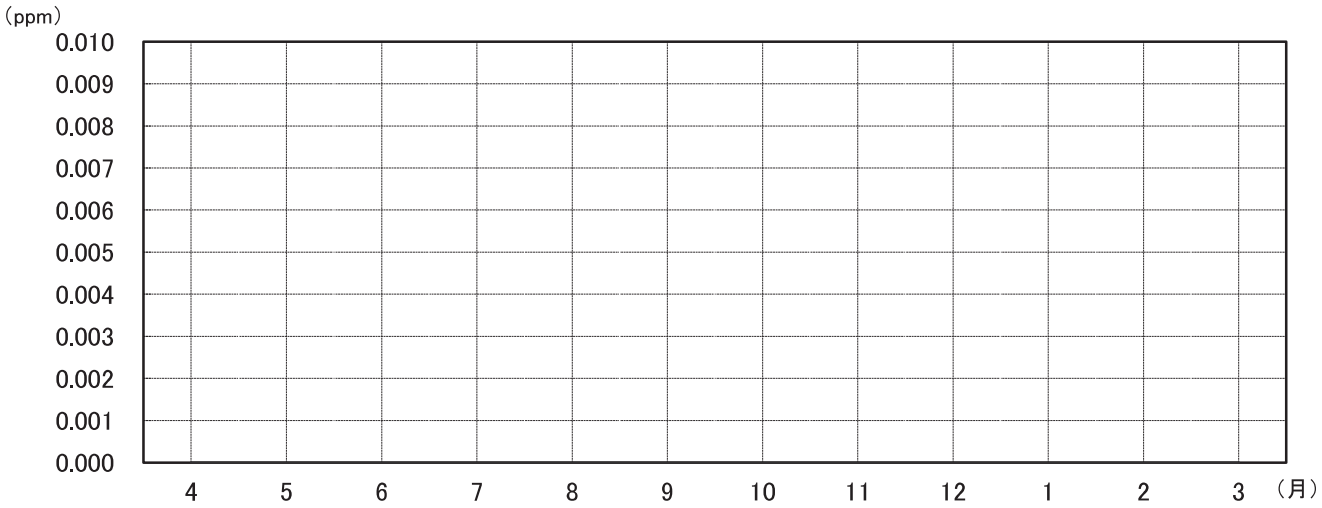
（図６）二酸化硫黄の月別変化

※ 御 坊 局

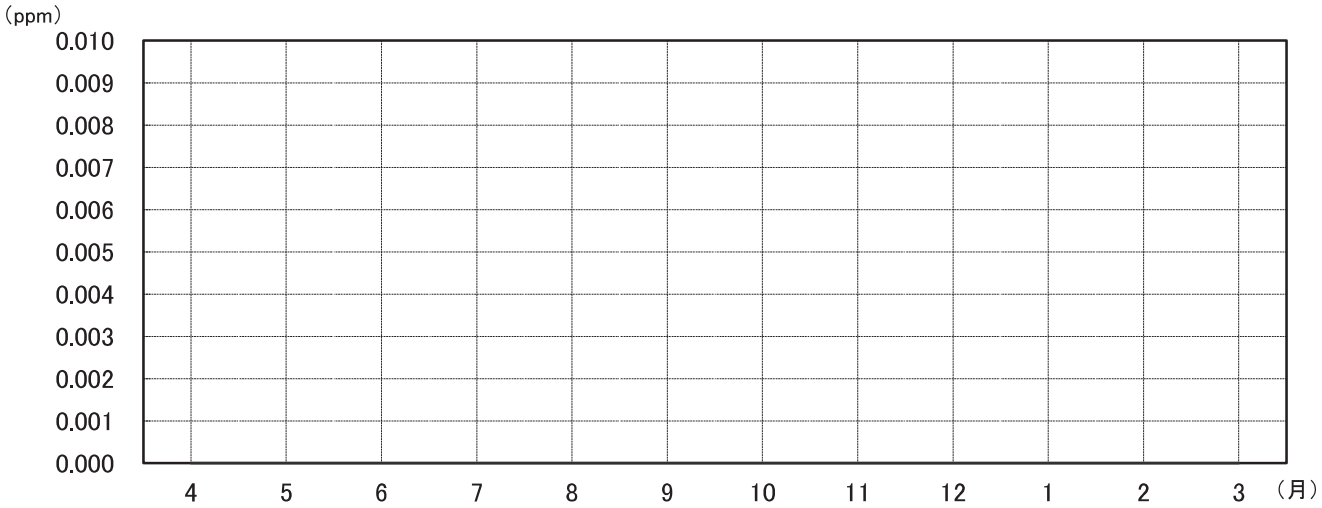


（注）※印は県設置測定局を示す。

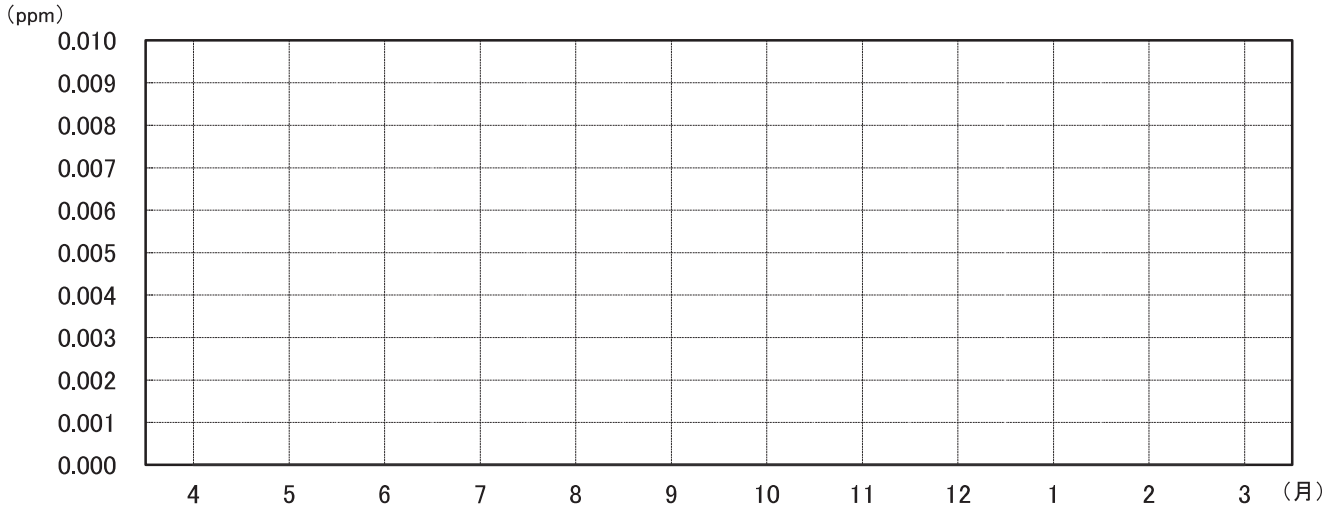
湯 川 局



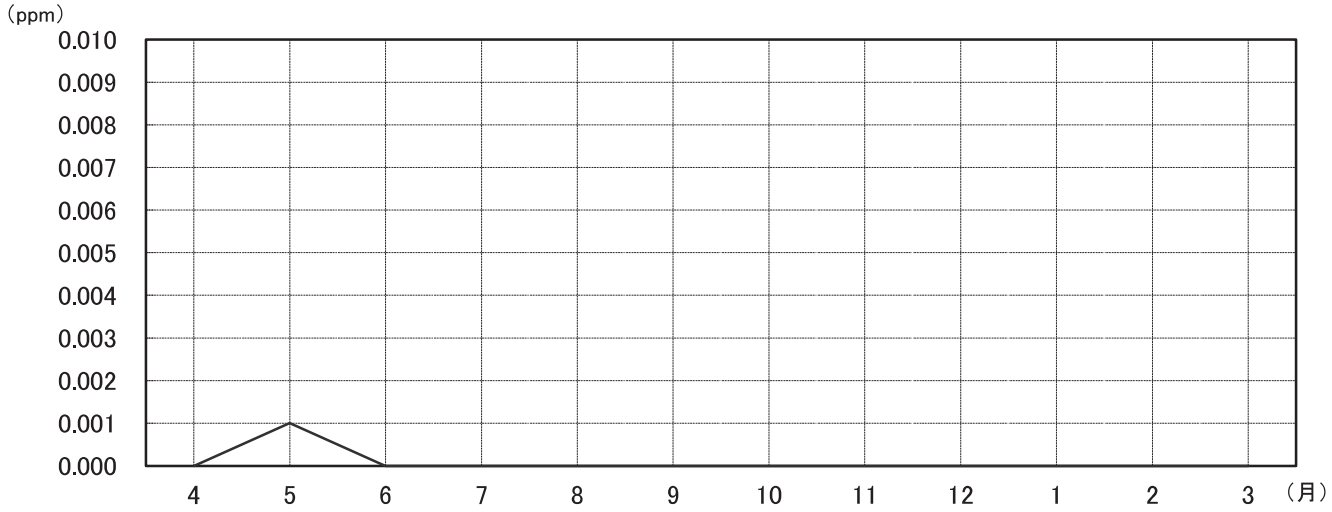
藤 田 局



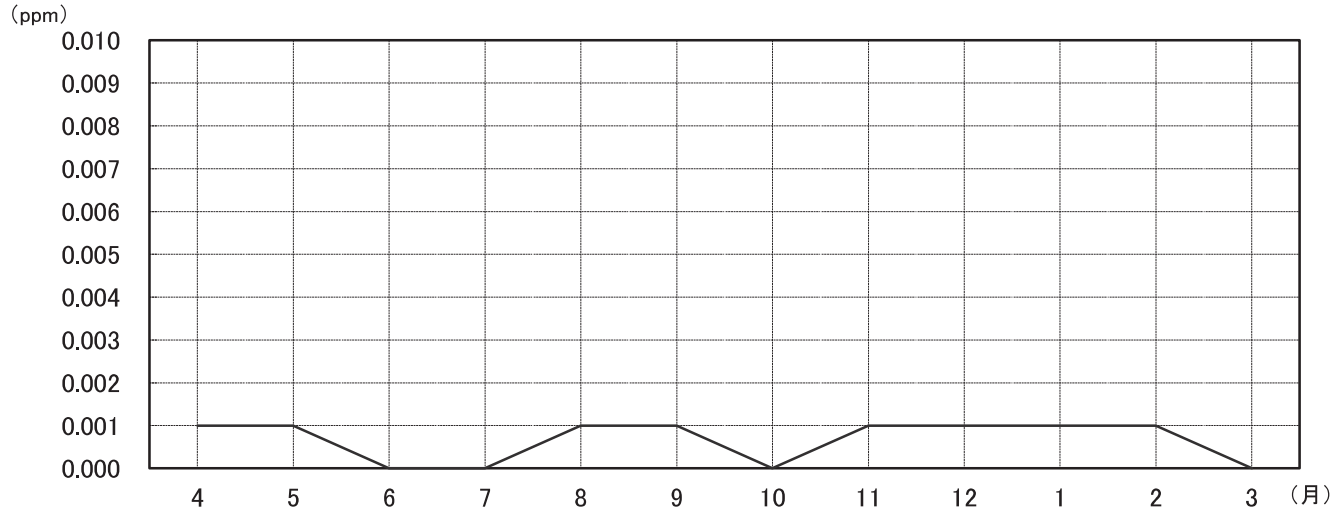
野 口 局


(ppm)
0.010
0.009
0.008
0.007
0.006
0.005
0.004
0.003
0.002
0.001
0.000
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
(月)

塩 屋 局


(ppm)
0.010
0.009
0.008
0.007
0.006
0.005
0.004
0.003
0.002
0.001
0.000
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
(月)

名 田 局


(ppm)
0.010
0.009
0.008
0.007
0.006
0.005
0.004
0.003
0.002
0.001
0.000
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3
(月)

２．窒素酸化物（ＮＯx）

窒素酸化物は、物の燃焼に伴い、燃料中の窒素化合物が酸化されることにより、発生するもので、工場・事業所から発生するほか、自動車等の排気ガスからも発生している。

窒素酸化物の常時監視は、昭和58年度から実施している。

令和7年度の測定結果は、二酸化窒素についてみると、年平均値 0.002ppm となっている。

また、二酸化窒素の環境基準達成状況は、今年度も全測定局とも長期的評価に適合している。

＜長期的評価法＞

年間にわたる二酸化窒素の日平均値のうち、測定値の低い方から98％に相当する日平均値が 0.06ppm 以下であれば環境基準を達成しているとして評価を行う。

［オゾンを用いる化学発光法］

試料大気にオゾンを反応させると、一酸化窒素から励起状態の二酸化窒素が生じ、これが基底状態に戻るときに光を発する（化学発光）。この化学発光の強度を測定することにより、試料大気中の一酸化窒素濃度を測定している。

一方、試料大気をコンバーターと呼ばれる変換器に通じて二酸化窒素をすべて一酸化窒素に変換した上で化学発光の強度を測定すると、試料大気中の窒素酸化物（一酸化窒素＋二酸化窒素）の濃度が測定できる。この窒素酸化物濃度から別途測定した一酸化窒素濃度の差を求めることによって、試料大気中の二酸化窒素濃度を測定している。

（表７）一酸化窒素、二酸化窒素濃度測定結果（１時間値の月平均値）

（単位：ppm）

測定局名	項目	令和7年									令和8年			最高値	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1時間値	日平均値
※御坊局	NO	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.013	0.002
	NO_2	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.003	0.025	0.009
湯川局	NO	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.009	0.002
	NO_2	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.021	0.007
藤田局	NO	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.030	0.003
	NO_2	0.004	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.021	0.007
野口局	NO	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.010	0.002
	NO_2	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.021	0.009
塩屋局	NO	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.131	0.008
	NO_2	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.035	0.008
名田局	NO	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.008	0.002
	NO_2	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.019	0.007

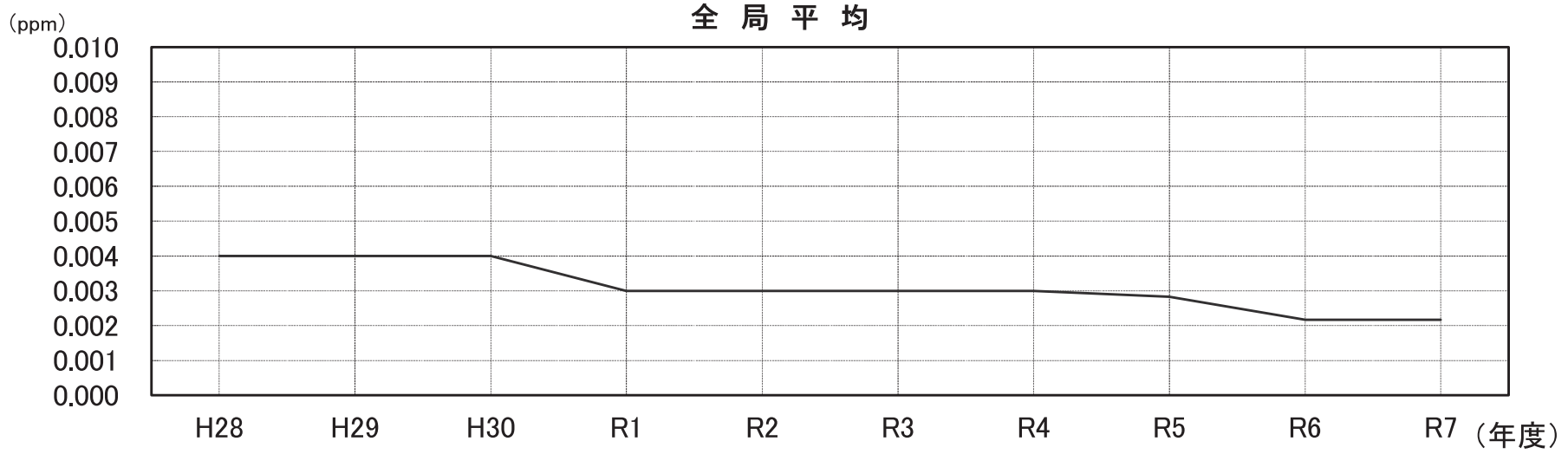
（注）　※印は県設置測定局を示す。

（表８）一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（年間値）

項目 / 測定局名	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO_2）														窒素酸化物（NO＋NO_2）					
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98％値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98％値	98％値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98％値	年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
	日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
※御坊局	365	8,735	0.000	0.013	0.001	365	8,735	0.003	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.000	0	365	8,735	0.003	0.034	0.007	93.0
湯川局	361	8,649	0.000	0.009	0.001	361	8,649	0.002	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	361	8,649	0.003	0.027	0.006	82.7
藤田局	327	7,840	0.001	0.030	0.002	327	7,840	0.002	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	327	7,840	0.003	0.030	0.006	73.1
野口局	361	8,643	0.000	0.010	0.001	361	8,643	0.002	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	361	8,643	0.003	0.028	0.006	87.7
塩屋局	360	8,641	0.000	0.131	0.001	360	8,641	0.002	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.006	0	360	8,641	0.003	0.166	0.006	87.6
名田局	361	8,665	0.000	0.008	0.001	361	8,665	0.002	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	361	8,665	0.002	0.025	0.005	85.6

（注）※印は県設置測定局を示す。

（図７）二酸化窒素の経年変化（年平均値）



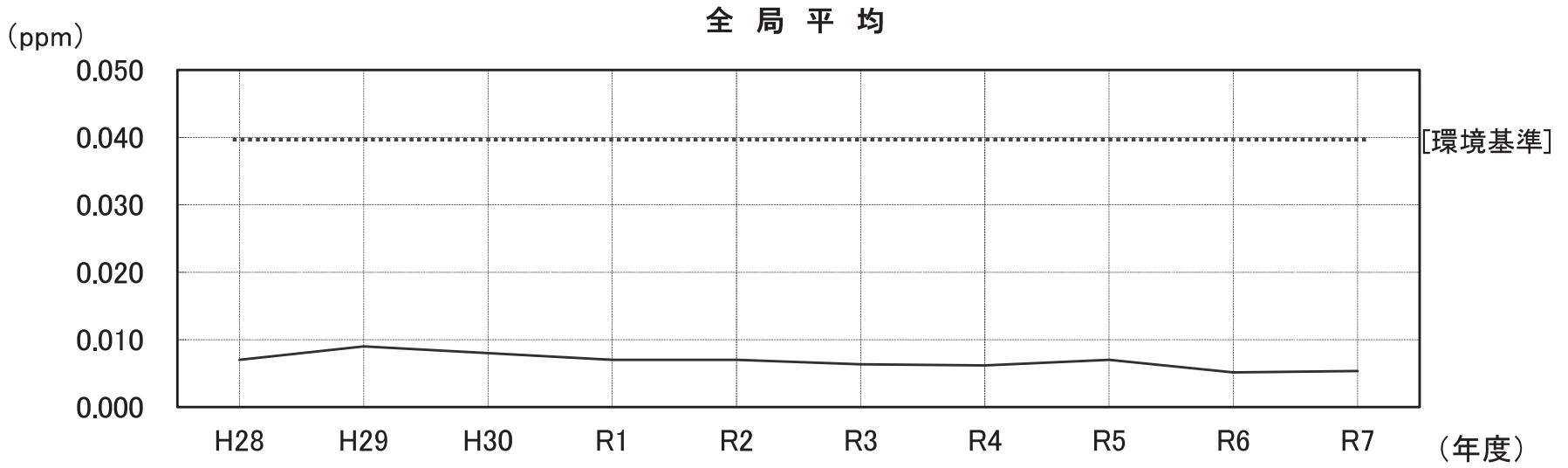
（表９）二酸化窒素の経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

測定局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
※御 坊 局	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
湯 川 局	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
藤 田 局	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
野 口 局	0.003	0.004	0.003	0.001	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
塩 屋 局	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
名 田 局	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
全局平均	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002

（注）※印は県設置測定局を示す。

（図８）二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間９８％値）



（表10）二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間９８％値）

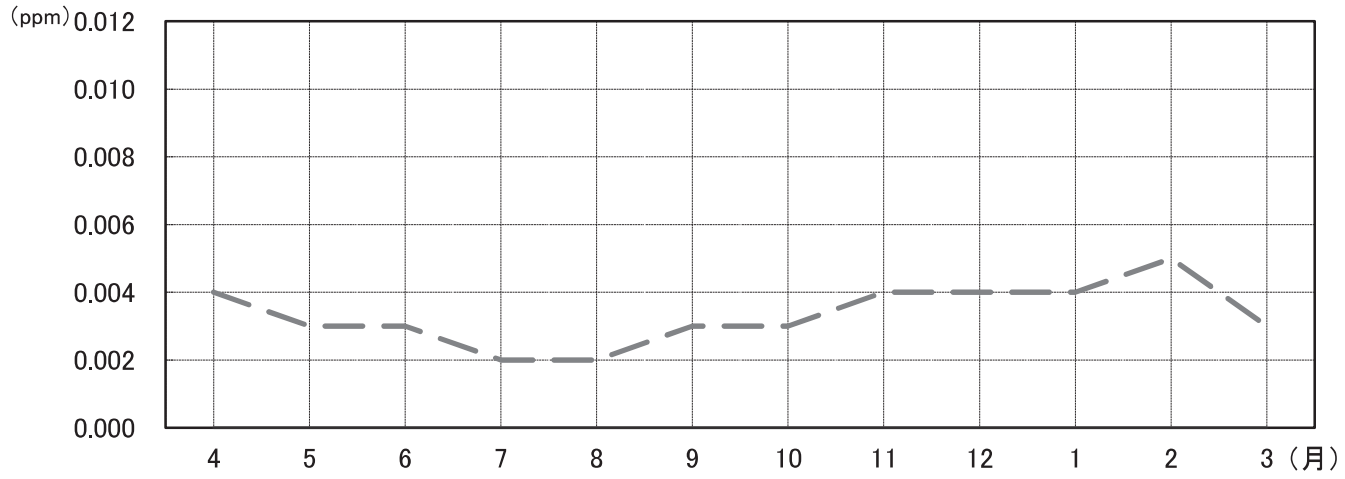
（単位：ppm）

測定局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
※御 坊 局	0.009	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008	0.006	0.006
湯 川 局	0.006	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005
藤 田 局	0.007	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005
野 口 局	0.008	0.009	0.007	0.004	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005
塩 屋 局	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.006
名 田 局	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004	0.005
全局平均	0.007	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005

（注）※印は県設置測定局を示す。

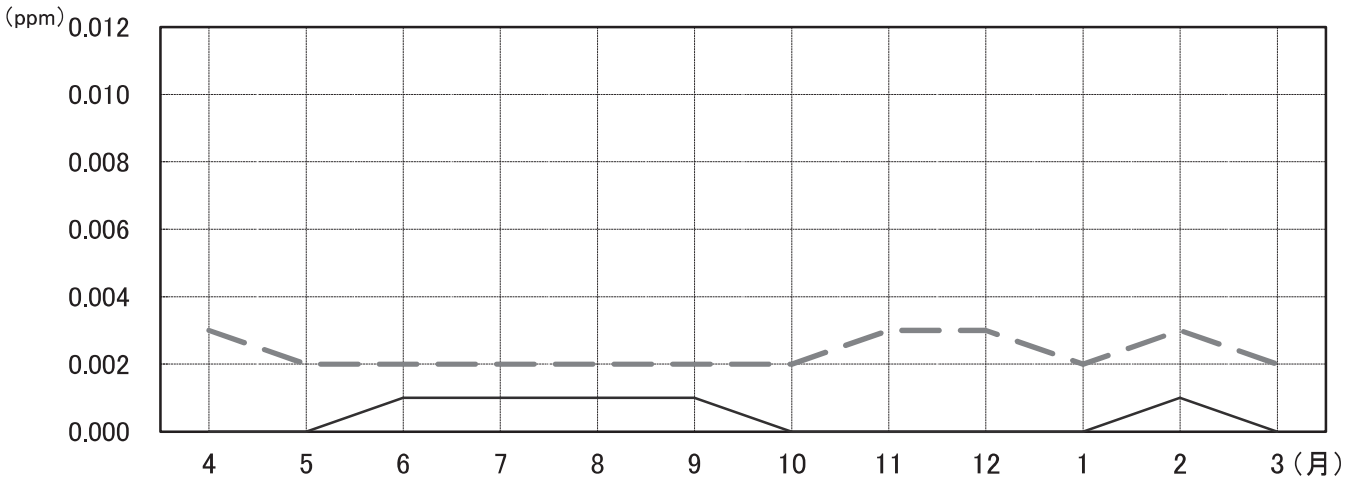
（図９）窒素酸化物の月別変化　［──　ＮＯ　－－　NO_2］

※御 坊 局

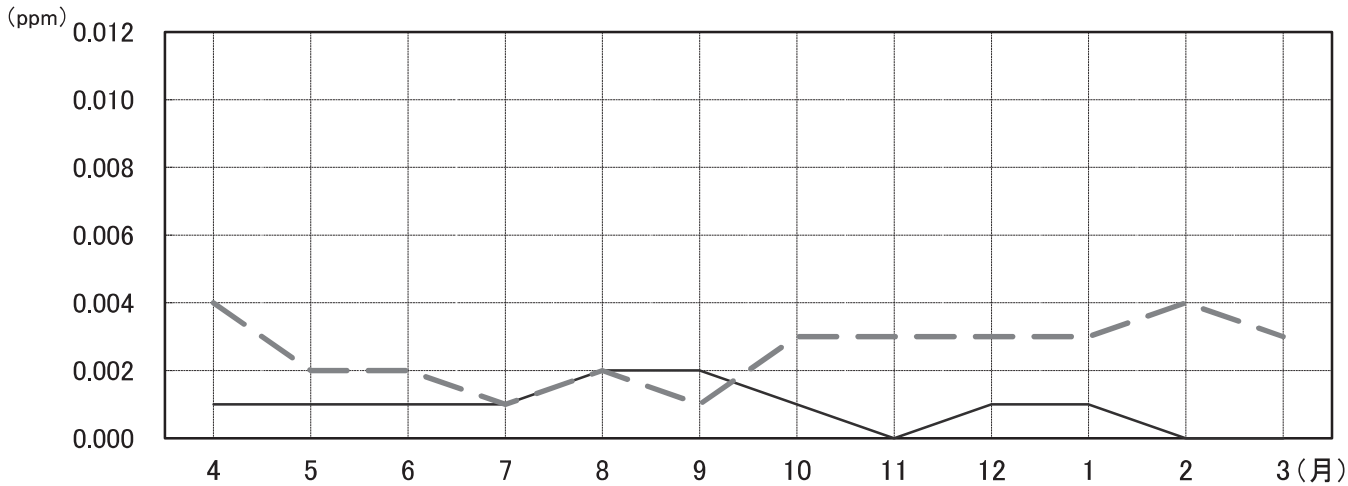


（注）※印は県設置測定局を示す。

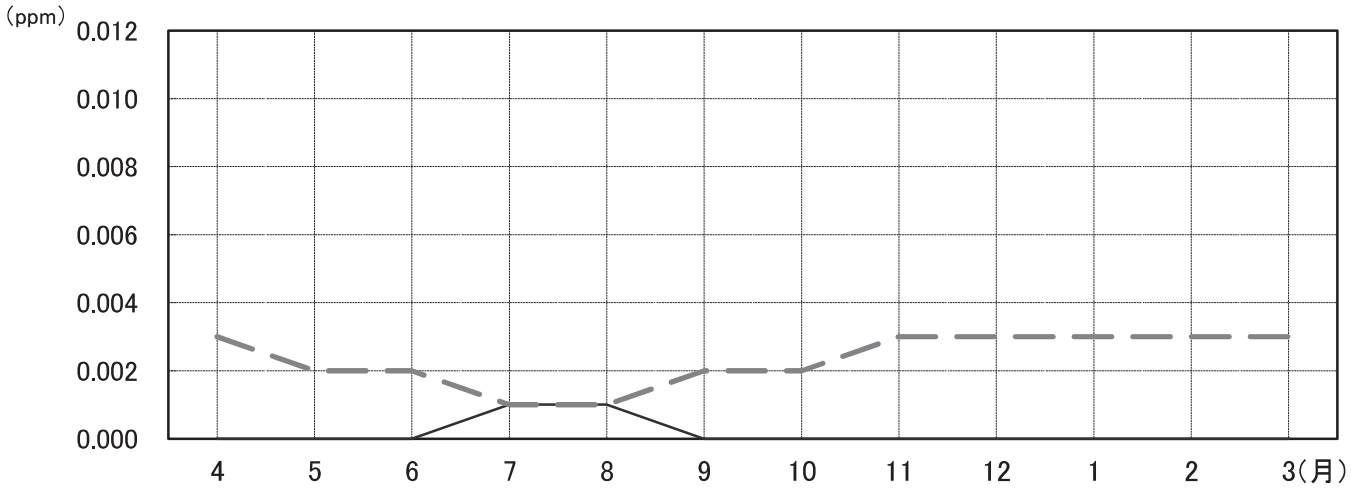
湯 川 局



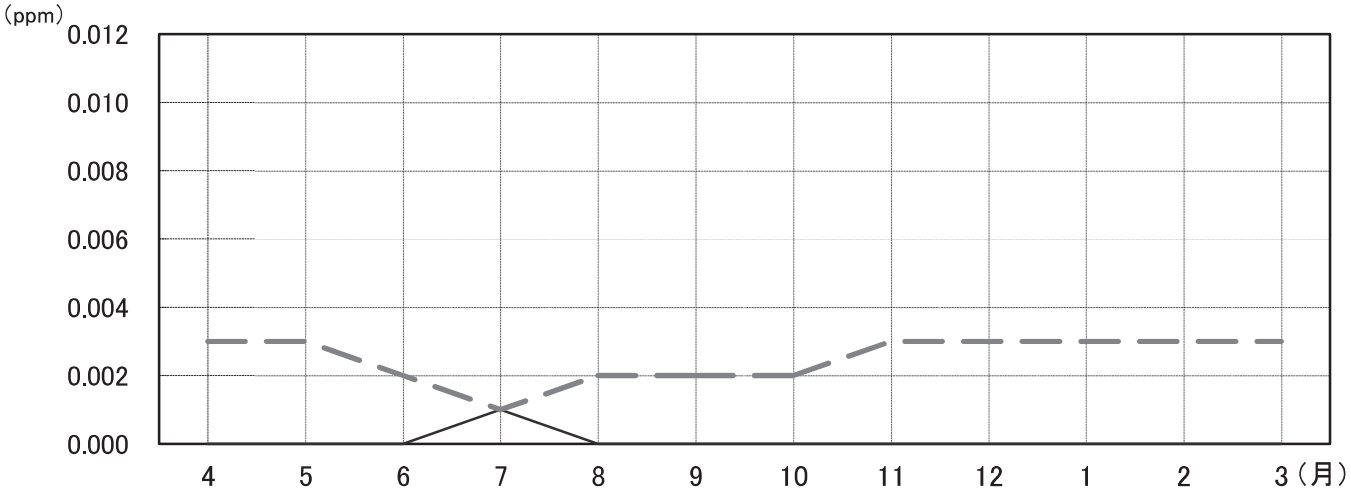
藤 田 局



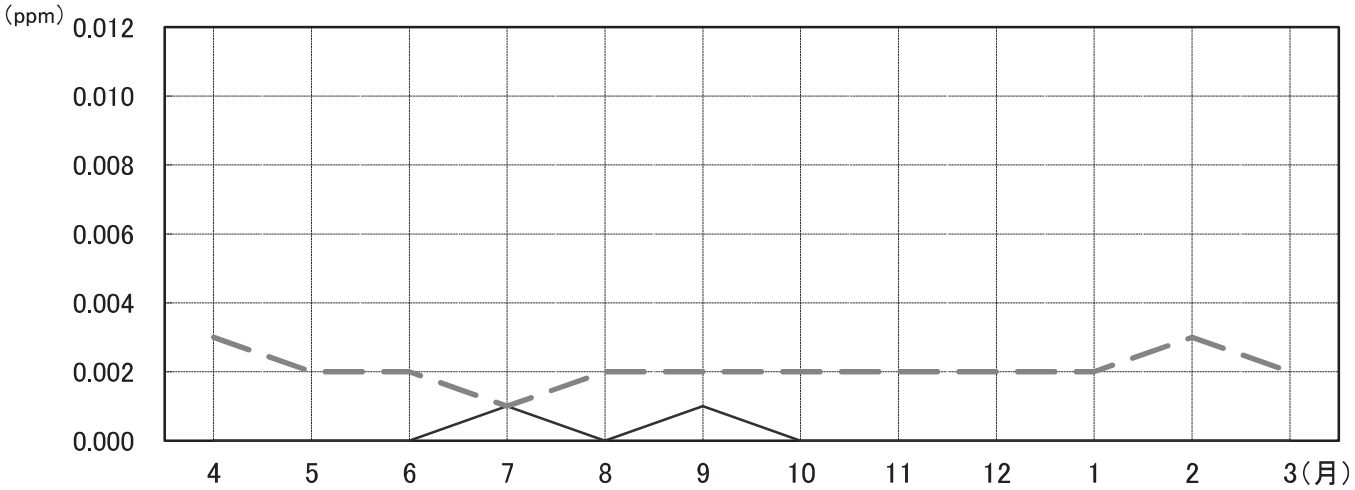
野 口 局


(ppm)
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3(月)

塩 屋 局


(ppm)
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3(月)

名 田 局


(ppm)
0.012
0.010
0.008
0.006
0.004
0.002
0.000
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3(月)

３．浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粒子状物質とは、「浮遊粉じん」のうち、環境基準の設定されている粒径 10μm以下の粒子であり、大気中に浮遊する粒子状物質は、比較的長期間滞留し、人の健康生活に影響を及ぼす。

令和7年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、年平均値で 0.013 ㎎/m^3であった。

また、環境基準達成状況は、今年度は全測定局とも長期的評価に適合している。

＜長期的評価法＞

年間にわたる日平均値のうち、測定値の高い方から2％の範囲内にあるものを除外した日平均値が、環境基準（0.10 ㎎/m^3）を超える日が2日以上連続しないこととして評価を行う。

［ベータ線吸収法］

浮遊粒子状物質を測定する方法の一種で、エネルギーの低いベータ線（放射線）が、物質を透過する際、物質内の電子と散乱、衝突を起こし、物質の質量に比例して吸収される。このベータ線の特性を利用し、大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上に捕集したうえでベータ線を照射しその透過線量を測定し、浮遊粒子状物質を求めるものである。

（表11）浮遊粒子状物質濃度測定結果（１時間値の月平均値）

（単位：mg/㎥ ）

月別 / 測定局名	令和7年									令和8年			最高値	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1時間値	日平均値
※御坊局	0.016	0.014	0.019	0.023	0.026	0.016	0.010	0.012	0.009	0.010	0.012	0.012	0.102	0.076
湯川局	0.013	0.013	0.017	0.020	0.021	0.014	0.009	0.010	0.008	0.009	0.011	0.010	0.114	0.070
藤田局	0.014	0.013	0.017	0.019	0.019	0.012	0.009	0.011	0.008	0.009	0.012	0.011	0.096	0.068
野口局	0.014	0.013	0.018	0.021	0.021	0.013	0.009	0.011	0.006	0.006	0.010	0.010	0.129	0.082
塩屋局	0.014	0.012	0.017	0.018	0.022	0.014	0.008	0.010	0.008	0.009	0.011	0.011	0.083	0.064
名田局	0.015	0.014	0.018	0.021	0.022	0.014	0.008	0.010	0.008	0.009	0.011	0.011	0.107	0.079

（注）　※印は県設置測定局を示す。

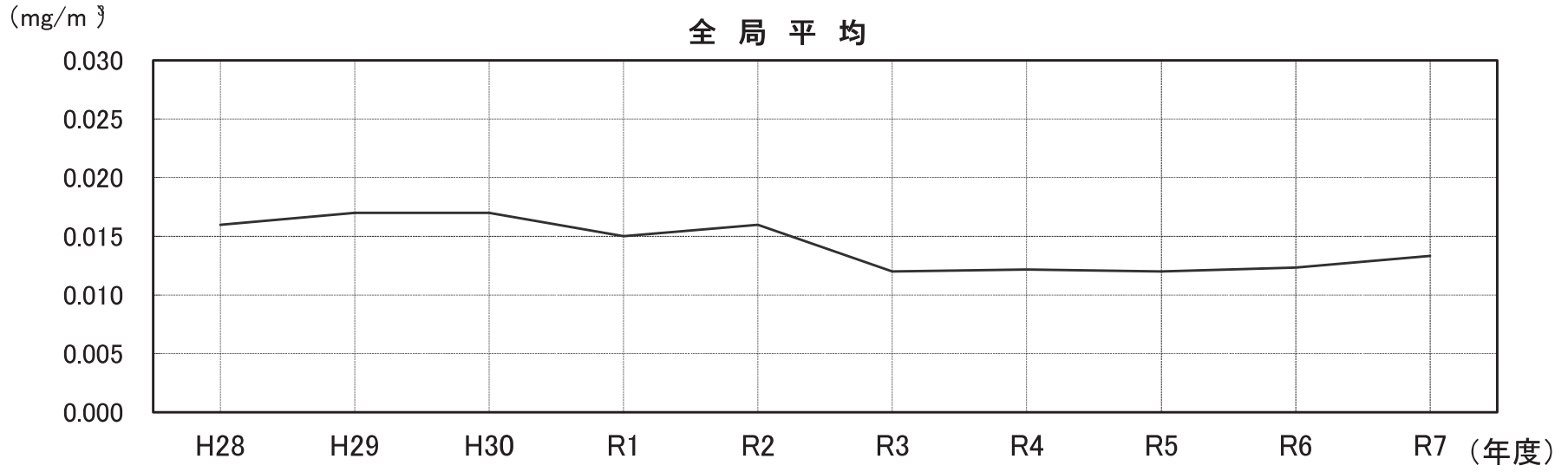
（表12）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ：年間値）

（ベータ線吸収法）

項目 / 測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/㎥を超えた時間数とその割合		日平均値0.10mg/㎥を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値0.10mg/㎥を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/㎥を超えた日数
	日	時間	mg/㎥	時間	%	日	%	mg/㎥	有or無	日
※御坊局	363	8,719	0.015	0	0.0	0	0.0	0.041	無	0
湯川局	360	8,621	0.013	0	0.0	0	0.0	0.033	無	0
藤田局	365	8,737	0.013	0	0.0	0	0.0	0.032	無	0
野口局	363	8,712	0.013	0	0.0	0	0.0	0.036	無	0
塩屋局	363	8,727	0.013	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0
名田局	365	8,734	0.013	0	0.0	0	0.0	0.036	無	0

（注）　※印は県設置測定局を示す。

（図10）浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）



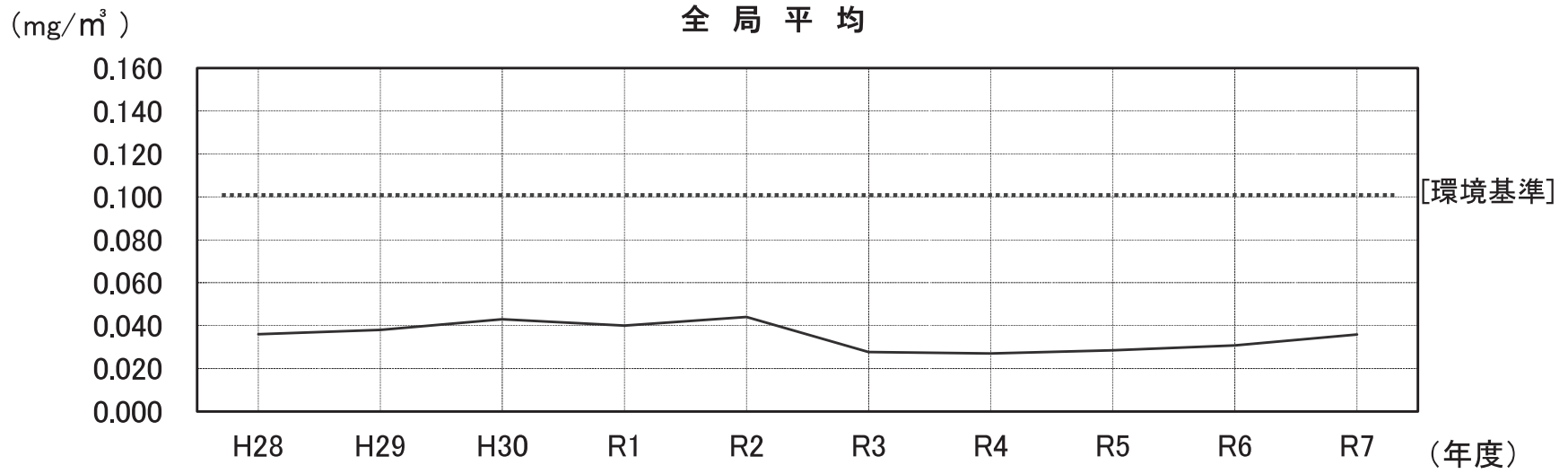
（表13）浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

（単位：mg/m³）

測定局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
※御 坊 局	0.018	0.018	0.015	0.011	0.013	0.013	0.014	0.014	0.014	0.015
湯 川 局	0.016	0.017	0.019	0.017	0.018	0.012	0.012	0.011	0.012	0.013
藤 田 局	0.014	0.015	0.015	0.014	0.016	0.012	0.012	0.011	0.012	0.013
野 口 局	0.017	0.015	0.016	0.015	0.015	0.011	0.011	0.012	0.012	0.013
塩 屋 局	0.016	0.017	0.018	0.016	0.016	0.012	0.012	0.012	0.012	0.013
名 田 局	0.017	0.017	0.016	0.014	0.016	0.012	0.012	0.012	0.012	0.013
全局平均	0.016	0.017	0.017	0.015	0.016	0.012	0.012	0.012	0.012	0.013

（注）※印は県設置測定局を示す。

（図11）浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の２％除外値）



（表14）浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の２％除外値）

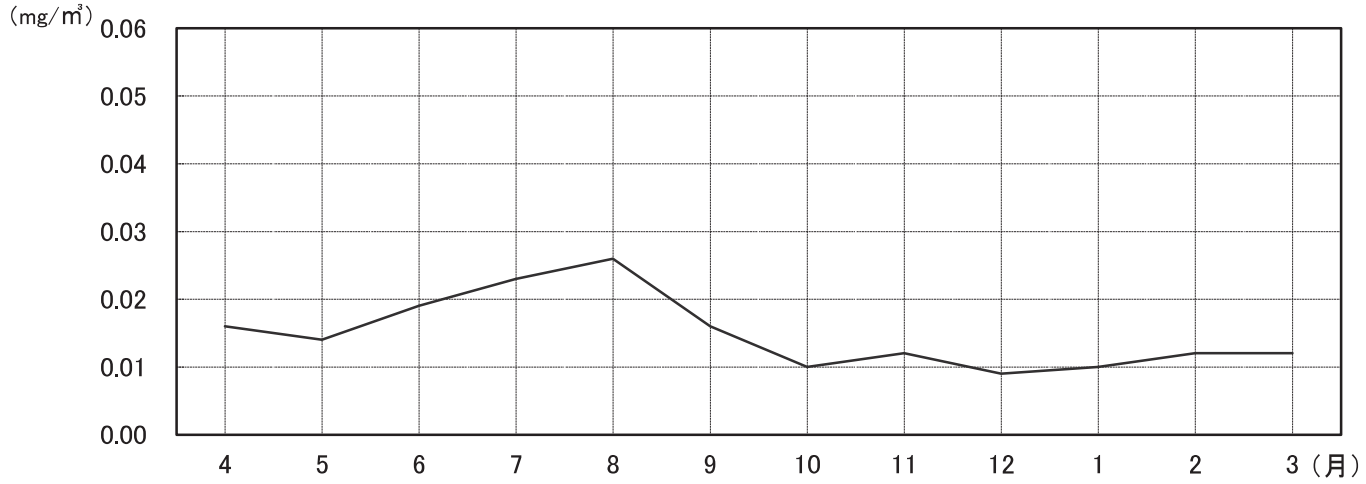
（単位：mg/㎥）

測定局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
※御 坊 局	0.036	0.036	0.038	0.031	0.035	0.030	0.033	0.034	0.040	0.041
湯 川 局	0.033	0.040	0.053	0.043	0.050	0.027	0.025	0.026	0.027	0.033
藤 田 局	0.032	0.037	0.036	0.040	0.046	0.027	0.027	0.026	0.028	0.032
野 口 局	0.041	0.035	0.041	0.045	0.036	0.024	0.023	0.027	0.028	0.036
塩 屋 局	0.034	0.040	0.047	0.045	0.050	0.029	0.027	0.028	0.030	0.037
名 田 局	0.039	0.041	0.041	0.036	0.044	0.029	0.027	0.030	0.031	0.036
全局平均	0.036	0.038	0.043	0.040	0.044	0.028	0.027	0.029	0.031	0.036

（注）※印は県設置測定局を示す。

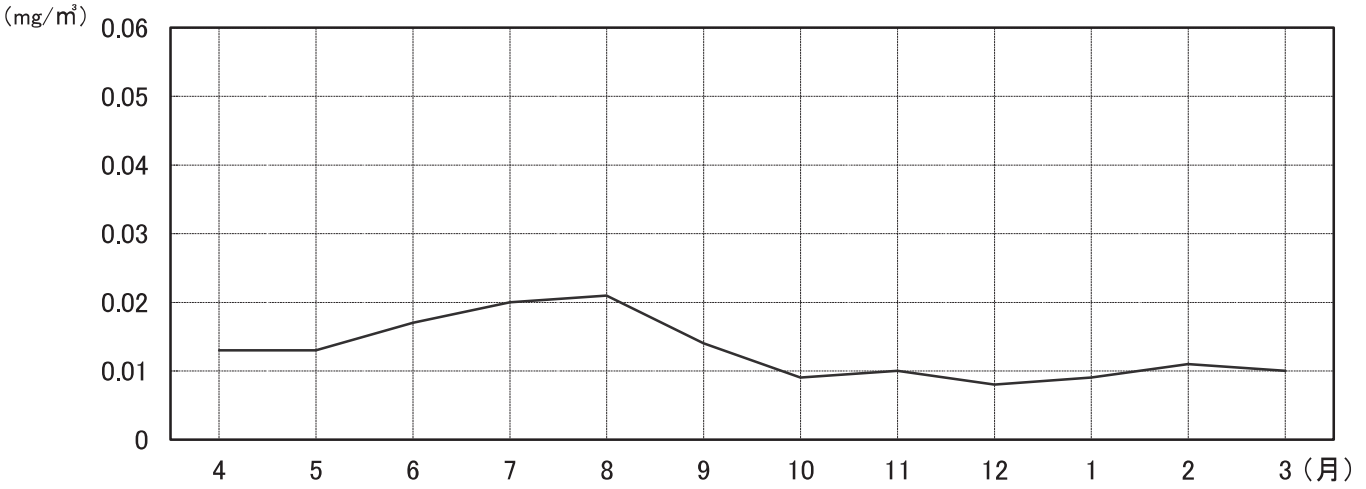
(図12)　浮遊粒子状物質の月別変化

※御 坊 局

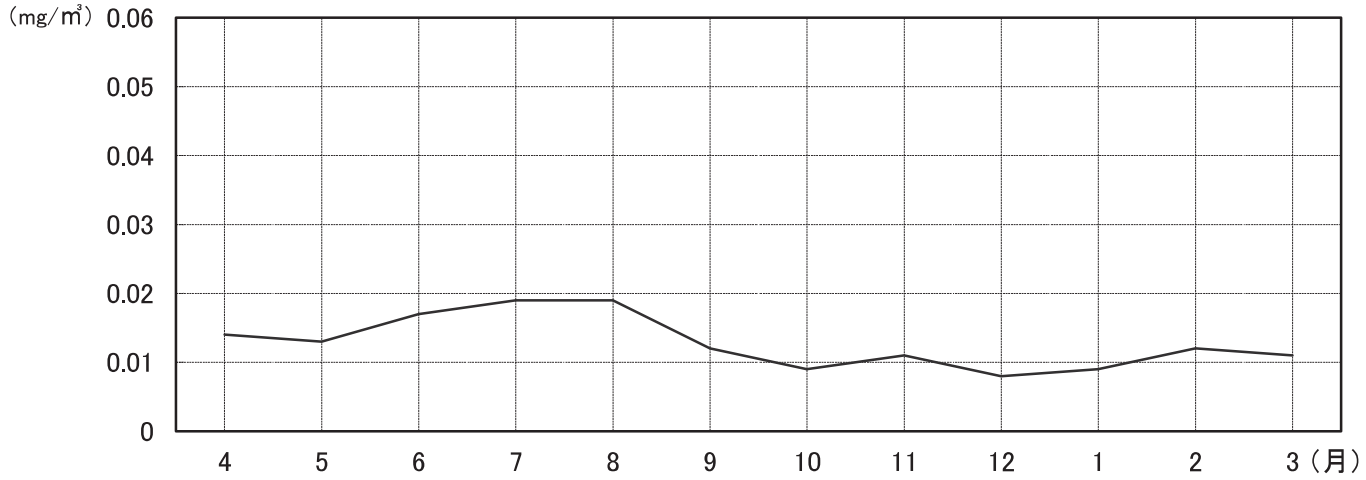


(注)※印は県設置測定局を示す。

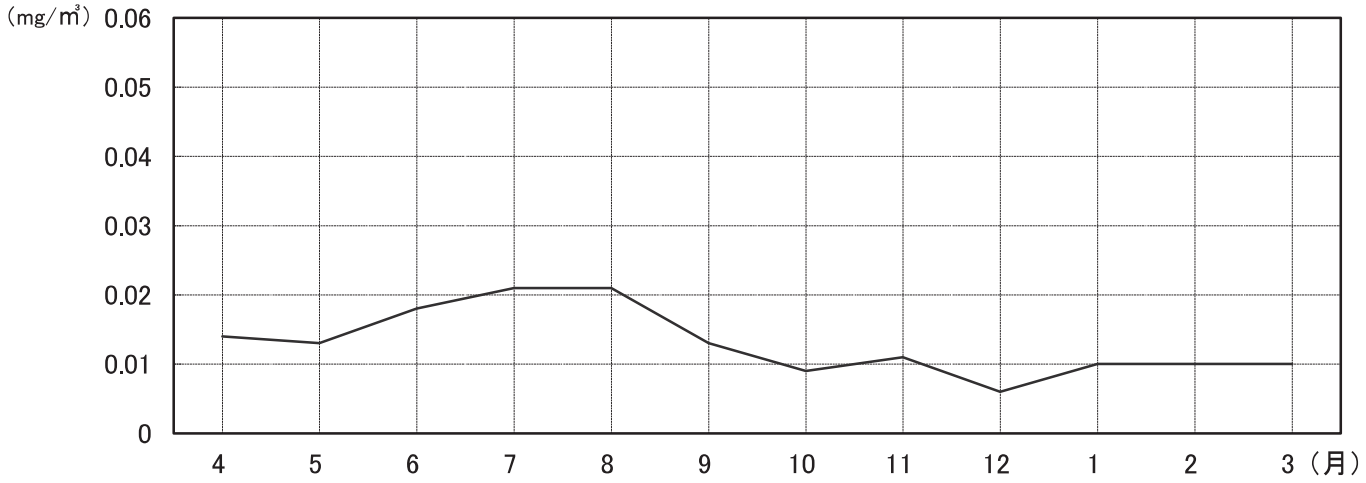
湯 川 局



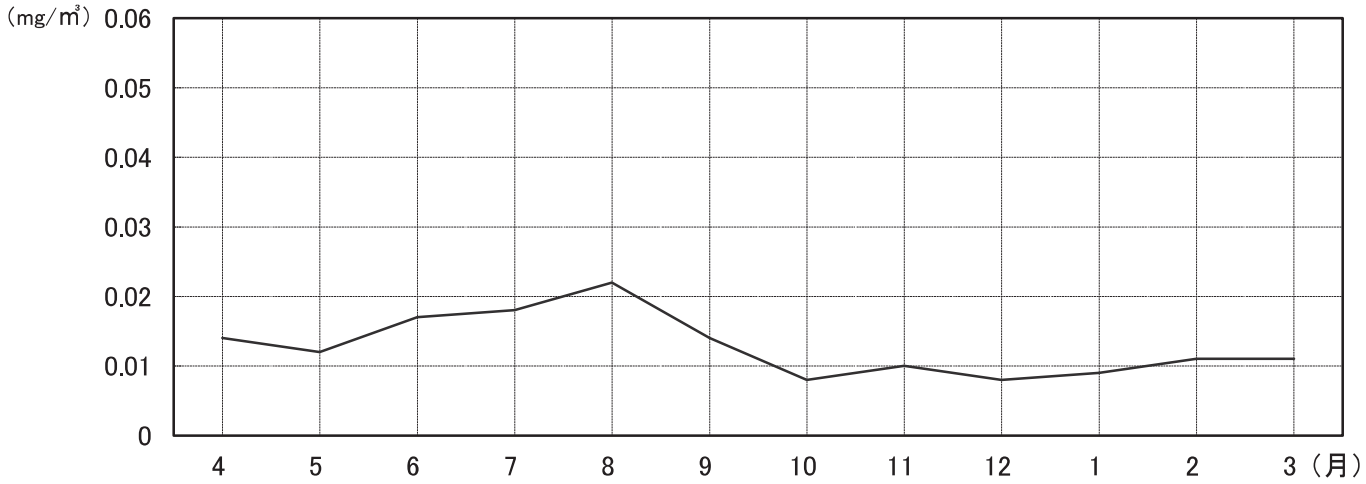
藤 田 局



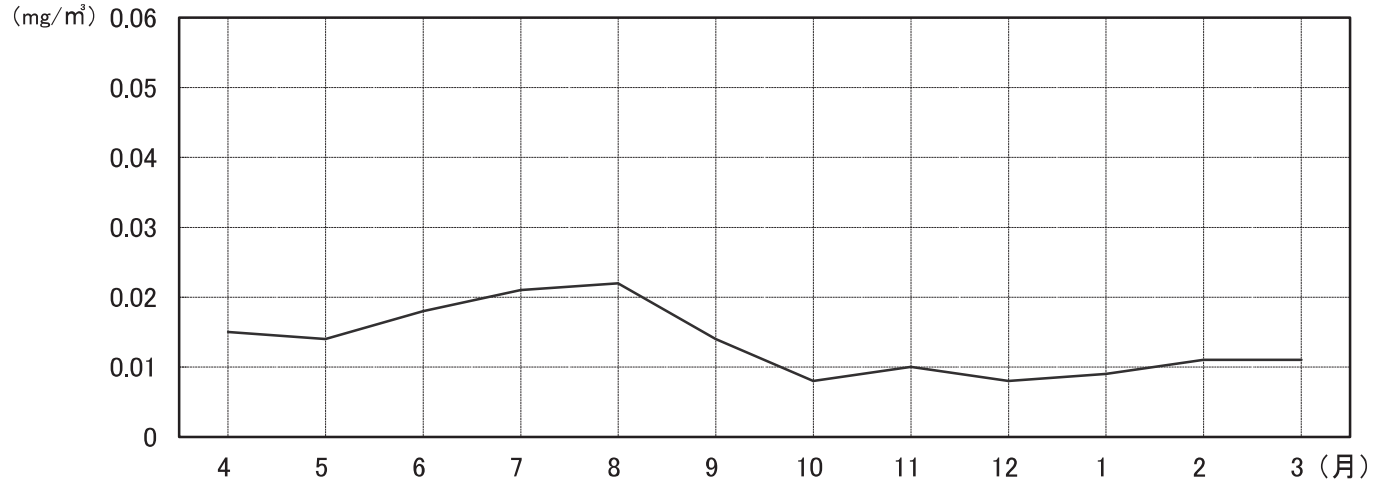
野 口 局


(mg/m³)
0.06
0.05
0.04
0.03
0.02
0.01
0
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3（月）

塩 屋 局


(mg/m³)
0.06
0.05
0.04
0.03
0.02
0.01
0
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3（月）

名 田 局


(mg/m³)
0.06
0.05
0.04
0.03
0.02
0.01
0
4
5
6
7
8
9
10
11
12
1
2
3（月）

４．微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

微小粒子状物質とは、大気中に漂う粒径2.5μm（1μmは1mmの1000分の1）以下の小さな粒子のことを指す。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

市内の測定局においては、御坊監視支所（御坊局）にて、県が平成26年度より微小粒子状物質の測定を実施している。令和7年度における微小粒子状物質（PM2．5）の測定結果は、（表15）（表16）のとおりであり、環境基準に適合していた。

＜環境基準＞

年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、年間にわたる日平均値につき、測定の値の高い方から2％の範囲内にあるものを除外した日平均値が35μg/㎥以下であることが環境基準を達成しているとして評価を行う。

［ベータ線吸収法］

低いエネルギーのベータ線を物質に照射した場合、その物質の単位面積当たりの質量に比例してベータ線の吸収量が増加することを利用した測定法である。ろ紙上に捕集した微小粒子状物質にベータ線を照射し、透過ベータ線強度を計測することにより、微小粒子状物質の質量濃度を測定する方法である。

［注意喚起について］

環境省が示した「最近の微小粒子状物質（PM2．5）による大気汚染への対応」を参考に、PM2．5の測定値に応じ、注意を呼びかける体制を、平成27年4月１日から運用している。日平均70μg/㎥を超えると予想される場合は、和歌山県環境管理課から連絡を受け、市民環境課から保育所・幼稚園・小中学校などへ注意喚起の連絡体制を整えている。

（表15）微小粒子状物質（PM2.5） 年間値

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98％値
	（日）	（時間）	μg/m³	μg/m³
※御坊局	362	8688	9	21.7

（注）※は県設置測定局を示す。

（表16）微小粒子状物質（PM2.5） 月間値

測定局名	年	月	月平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
			μg/m³	μg/m³	μg/m³
※御坊局	R7	4	11.3	39	21.0
		5	9.4	28	20.4
		6	10.9	25	18.4
		7	11.8	56	46.4
		8	11.5	34	23.0
		9	7.7	32	22.8
		10	5.5	20	10.5
		11	7.7	28	12.7
		12	6.2	21	12.6
	R8	1	7.4	32	15.3
		2	9.7	34	21.7
		3	8.9	28	19.1

（注）※は県設置測定局を示す。

第 ４ 節　　酸性雨の調査

雨の水素イオン濃度（ｐＨ）は、大気中に含まれる二酸化炭素（CO_2）が溶け込み、飽和されてｐＨ５．６程度の弱酸性になる。

さらに雨水に大気中の汚染物質（主に硫黄酸化物と窒素酸化物）が溶け込むことによって、ｐＨ５．６以下の雨となり、これを一般に酸性雨と呼んでいる。

酸性雨による影響は、動植物や土壌だけでなく建造物、湖沼にまで被害を及ぼしている。

酸性雨は、地球環境保全上、重要な課題の一つとなっており、引き続き酸性雨の実態やその生態系への影響について注意深く監視・予測していく必要がある。

本市では、平成３年度から和歌山県環境衛生研究センター御坊監視支所において、酸性雨の調査を実施している。

調査項目は、降水量、水素イオン濃度、導電率である。

① 調査期間…令和７年４月～令和８年３月

② 調査地点…和歌山県環境衛生研究センター御坊監視支所（御坊市薗２５５番地４）

③ 試料採取方法…ろ過式採雨装置使用

④ 調査結果

令和７年度に１６回採取した雨水のうち、酸性雨が０回となっており、酸性雨になる回数が年々減少傾向にある。

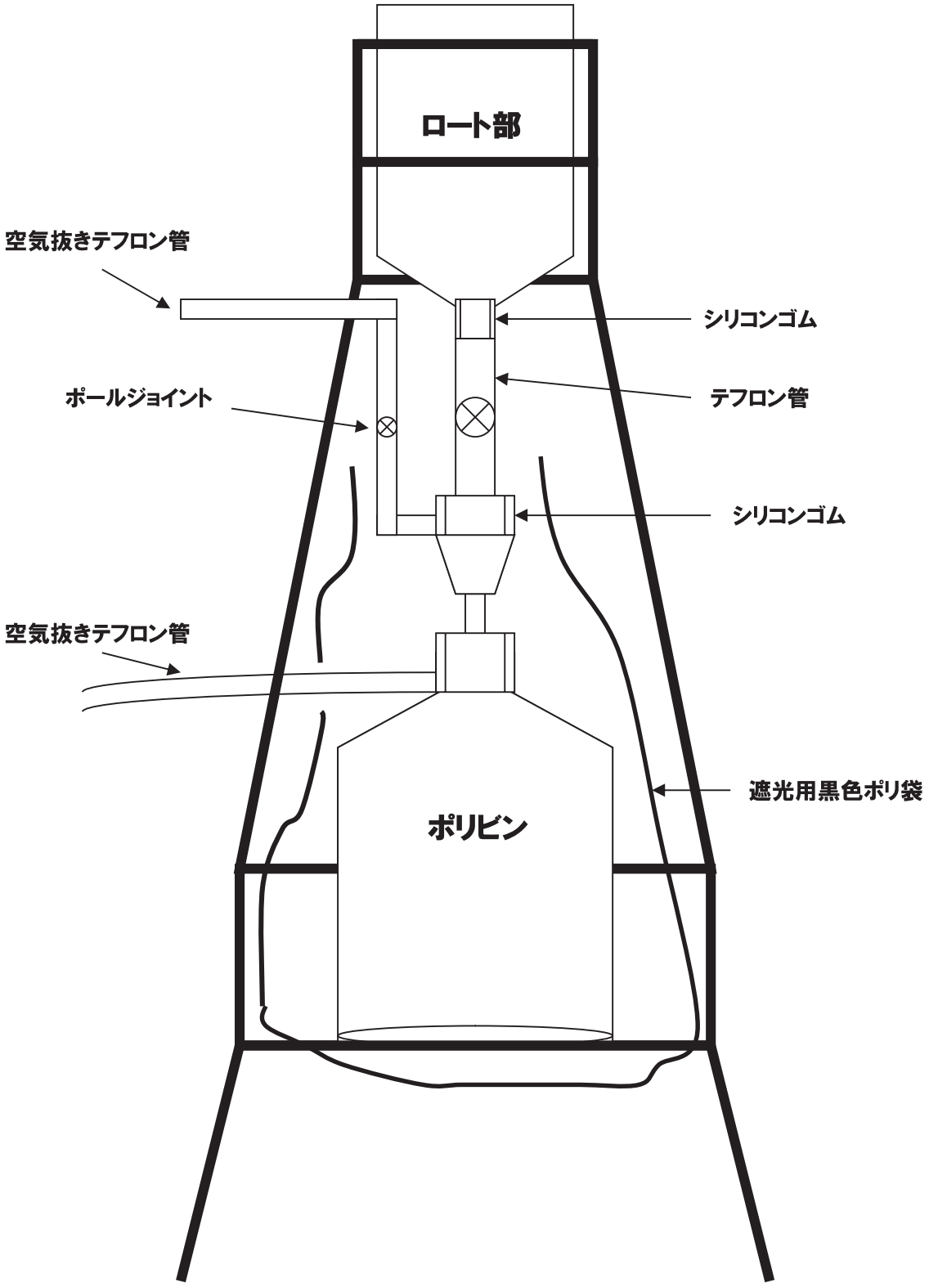
本市の測定期間平均のｐＨは７．２となっており、昨年度の６．５よりも大きくなっている。また、過去５年間の平均はいずれも令和５年度調査の全国平均ｐＨ４．９７（環境省『環境・循環型社会・生物多様性白書』）よりも大きくなっている。

酸性雨の発生の原因となるのは、工場から排出されている汚染物質や自動車の排気ガスの中に含まれている窒素酸化物等が主なものとなっている。

また、日本で排出される汚染物質だけが日本の酸性雨を発生させているわけではなく、近隣諸国等が化石燃料を燃焼して排出される汚染物質が季節風に乗って、日本に流れてきていることも大きな原因となっている。

今後も、酸性雨の状況を注意深く監視していく必要がある。

（図 13）ろ過式採雨装置略図



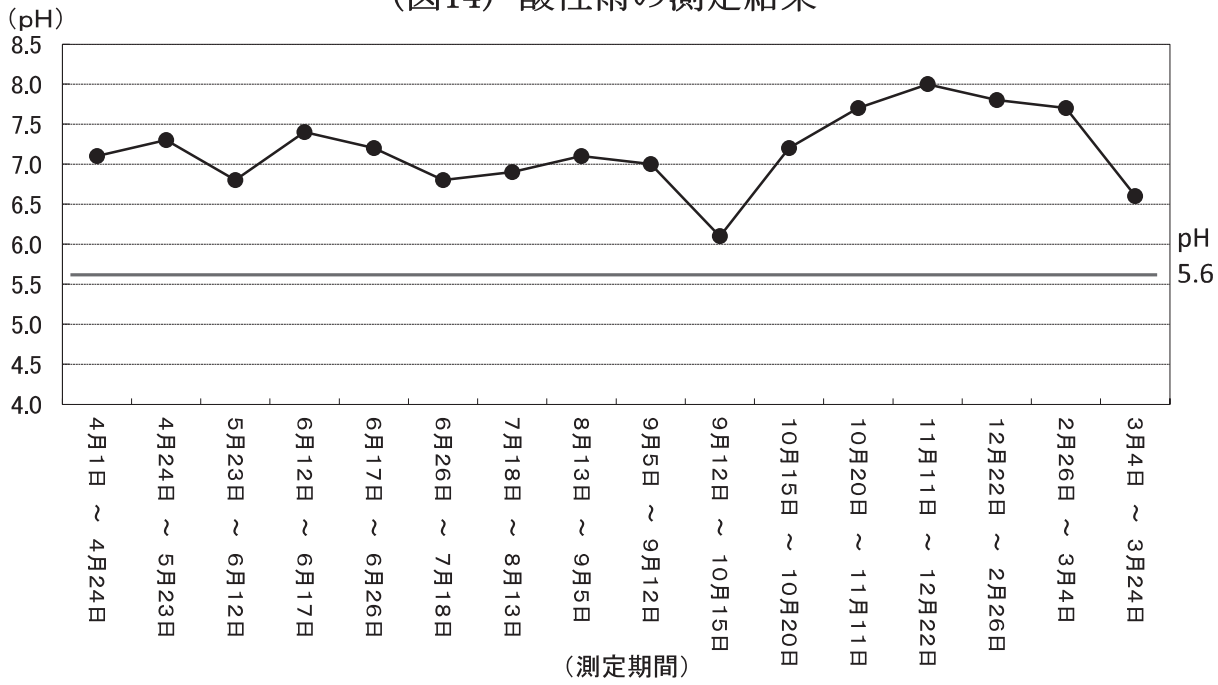
（表17）令和７年度　酸性雨の調査結果

測定場所：和歌山県環境衛生研究センター御坊監視支所屋上

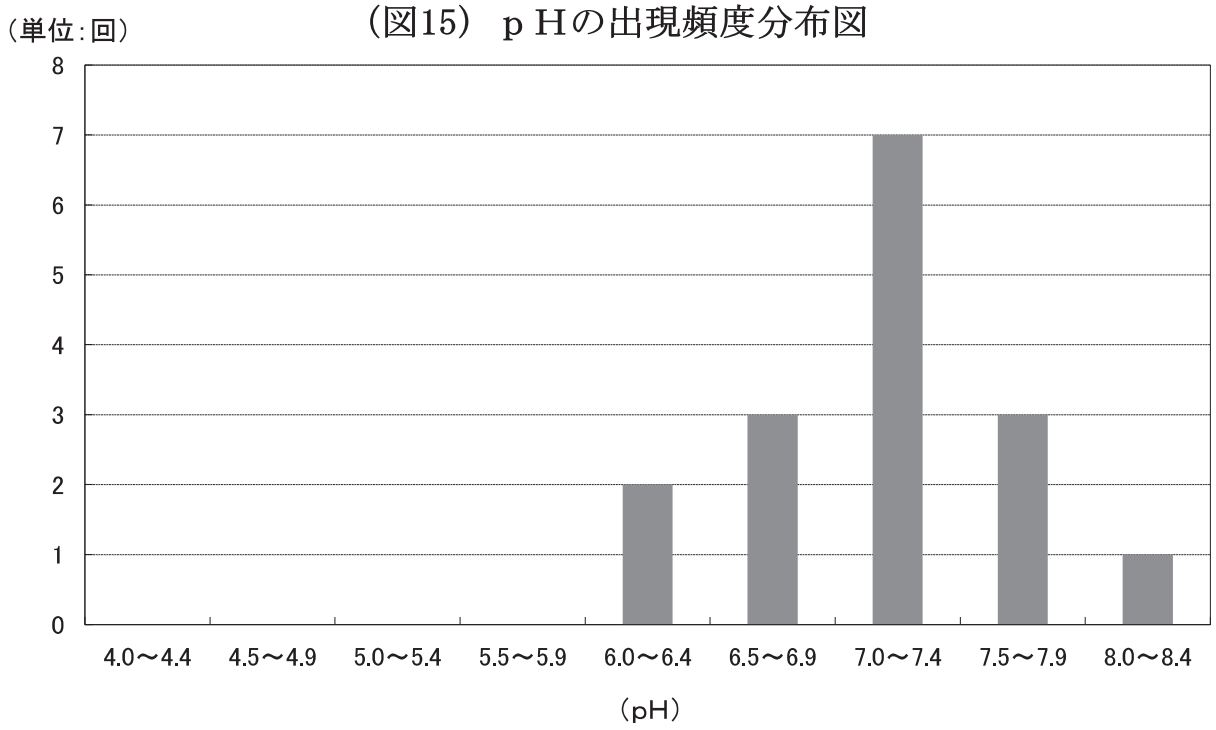
No.	測定期間	降水量（mm）	貯水量（ml）	pH	導電率（μS/cm）
1	4月1日 ～ 4月24日	52.6	1,194.4	7.1	22.40
2	4月24日 ～ 5月23日	61.1	1,386.8	7.3	6.20
3	5月23日 ～ 6月12日	60.4	1,371.6	6.8	7.00
4	6月12日 ～ 6月17日	26.3	597.5	7.4	14.10
5	6月17日 ～ 6月26日	48.6	1,103.8	7.2	7.00
6	6月26日 ～ 7月18日	57.4	1,303.2	6.8	18.40
7	7月18日 ～ 8月13日	49.4	1,122.8	6.9	59.50
8	8月13日 ～ 9月5日	59.5	1,351.1	7.1	11.00
9	9月5日 ～ 9月12日	15.1	342.7	7.0	8.30
10	9月12日 ～ 10月15日	59.8	1,357.5	6.1	9.50
11	10月15日 ～ 10月20日	18.2	413.6	7.2	13.60
12	10月20日 ～ 11月11日	53.3	1,211.3	7.7	7.20
13	11月11日 ～ 12月22日	60.3	1,369.6	8.0	18.70
14	12月22日 ～ 2月26日	57.9	1,314.8	7.8	35.00
15	2月26日 ～ 3月4日	27.5	623.5	7.7	7.80
16	3月4日 ～ 3月24日	37.4	848.0	6.6	12.70
	合　　計	744.8	16,912.2	—	—
	平　　均	46.6	1,057.0	※ 7.2	※ 16.15
	最　　大	61.1	1,386.8	8.0	59.50
	最　　小	15.1	342.7	6.1	6.20

※…加重平均

（図14）酸性雨の測定結果



（図15） ｐＨの出現頻度分布図

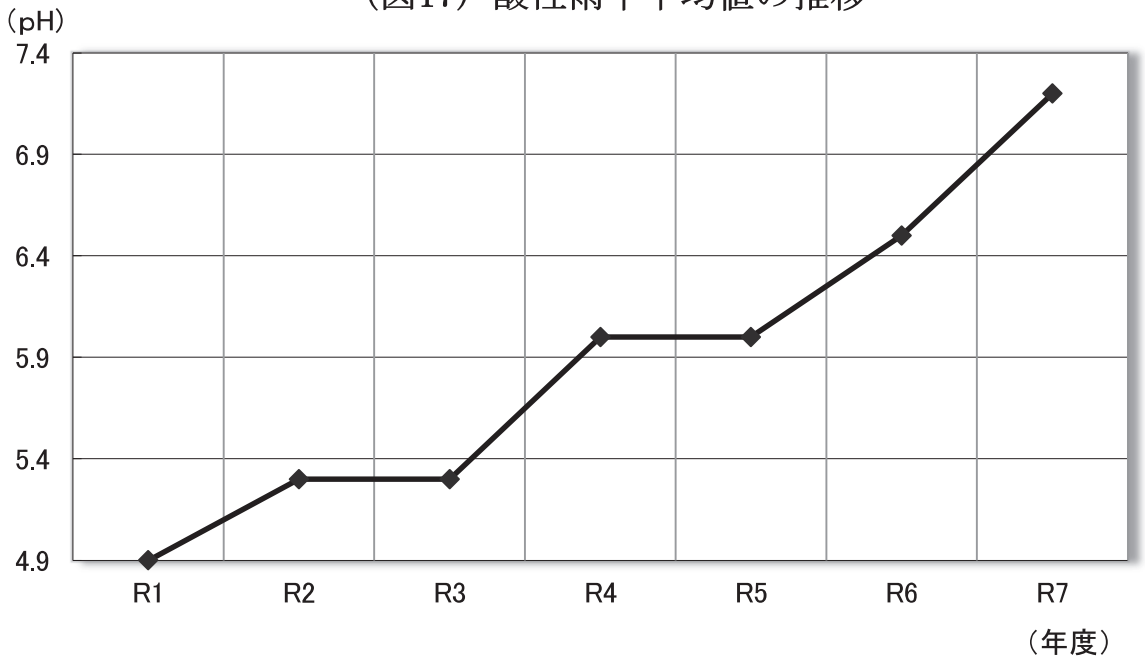


（表16）酸性雨年平均値推移

（単位：pH）

年　度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年平均値	4.9	5.3	5.3	6.0	6.0	6.5	7.2

（図17）酸性雨年平均値の推移



第 5 節　　大気汚染に係る環境基準について

（昭和４８年５月８日環境庁告示第２５号）

改正　昭４８号環告３５・昭５３環告３８・昭５６環告４７・平８環告７３・令８環告８

公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）第９条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準について次のとおり告示し、「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」（昭和４７年１月環境庁告示第１号）は、廃止する。

環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第１　環境基準

１　環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

２　１の環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

３　１の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

第２　達成期間

１　一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。

２　二酸化硫黄に係る環境基準は、維持されまたは原則として５年以内において達成されるよう努めるものとする。

別　表

物　質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上条件	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/㎥以下であること。	オゾンとして、８時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が 0.04ppm 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備　考	１　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいう。 ２　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

○ 二酸化窒素に係る環境基準について

（昭和５３年７月１１日環境庁告示第３８号）
改正　平８環告７４

公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）第９条の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第１　環境基準

１　二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。

１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

２　１の環境基準は、二酸化窒素による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。

３　１の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第２　達成期間等

１　１時間値の１日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、１時間値の１日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として７年以内とする。

２　１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

３　環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

第　3　章

水 質 汚 濁

第3章　水 質 汚 濁

第 1 節　　市内主要河川の水質調査

本市域を流れる主な河川には、斎川・下川・日高川・熊野川・王子川・楠井川があり、いずれも二級河川である。

令和7年度は、これら6河川の6地点（図1）において、4回の水質調査を実施した。調査項目は、水素イオン濃度（pH）・溶存酸素量（DO）・生物化学的酸素要求量（BOD）・化学的酸素要求量（COD）・浮遊物質量（SS）・大腸菌数等の14項目で、測定結果は（表1～6）のとおりである。また、日高川においては、全亜鉛等の3項目についても、2回の調査を実施している。

過去の年平均値については、（表7～12）を参照のこと。

◇pHについては、最小値は下川の6．6、最大値は熊野川の9．3であった。また、年平均値の最小値は下川の6．8、最大値は熊野川の8．2であった。高くなる理由としては、藻等の生息、海水の混入、塩基性の温泉等の混入、人為的影響としてコンクリートの溶出や人工廃水の中和に用いる石灰岩や消石岩などがある。その他、生活排水などによっても影響がある。

◇BODについては、最大値は下川の4．2mg／ℓ、年平均値の最大値は下川の2．3mg／ℓであった。

◇CODについては、最大値は下川の9．4mg／ℓであった。生活排水などによる有機性物質が多い水では、その分解に必要な酸素量が多く必要になることが原因と考えられる。

◇SSについては、最大値は王子川の9．5mg／ℓ、年平均値の最大値も王子川の5．2mg／ℓであった。王子川でSSの値が高くなった原因としては、水量が少ないことが原因ではないかと考えられる。

◇DOについては、最小値は王子川の6．0mg／ℓ、年平均値の最小値は下川の7．2mg／ℓであった。水温によって水に溶ける酸素量が変わり、水温が低いほどよく溶ける。

◇大腸菌数については、最大値は下川の 13,200CFU／100mℓ、年平均値の最大値も下川の 3，711CFU／100mℓであった。この値については、生活雑排水等の混入などにより高い値を示す。

◇全窒素については、最大値は下川の 5.49 mg／ℓであった。この値が高くなると、微生物（プランクトン）などが異常繁殖し、魚介類などが死滅する。

◇全リンの最大値は、下川の0．68mg／ℓであった。この値が高くなると、全窒素と同様の現象が起きる。

◇その他の項目については、定量下限値未満及び検出されなかった。

（図１）市内主要河川の採取地点図



（表1）河川の水質調査結果一覧表

河川名　：　斎川（採水地点＝斎橋）①

調査年月日	単　位	R7.5.20	R7.8.5	R7.11.12	R8.2.9
時　　刻		9時31分	10時00分	9時15分	9時30分
気　　温	℃	29.5	30.0	14.0	4.0
水　　温	℃	29.1	30.0	14.1	5.9
位　　置		流心部	流心部	流心部	流心部
色　　相		乳白色	無色透明	無色透明	淡黄色
濁　　り		微	なし	なし	なし
臭　　気		無臭	無臭	無臭	無臭
pH		7.3	7.1	7.2	7.4
Ｂ　Ｏ　Ｄ	mg／ℓ	0.6	1.8	検出されず	0.8
Ｃ　Ｏ　Ｄ	mg／ℓ	2.4	1.4	2.2	1.4
Ｓ　　Ｓ	mg／ℓ	4.8	検出されず	2.2	0.5
Ｄ　　Ｏ	mg／ℓ	7.5	7.0	8.1	8.8
大腸菌数	CFU／100mℓ	60	12	460	260
カドミウム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
シ　ア　ン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
六価クロム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ヒ　　素	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全　窒　素	mg／ℓ	0.53	0.41	0.78	0.28
全　リ　ン	mg／ℓ	0.05	検出されず	検出されず	検出されず

（表2）河川の水質調査結果一覧表

河川名 ： 下川（採水地点＝中島橋）②

調査年月日	単 位	R7.5.20	R7.8.5	R7.11.12	R8.2.9
時　　刻		9時49分	10時25分	9時30分	9時45分
気　　温	℃	25.5	31.0	14.0	4.0
水　　温	℃	23.2	30.0	13.5	3.5
位　　置		流心部	流心部	流心部	流心部
色　　相		黄白色	無色透明	無色透明	淡黄色
濁　　り		微	なし	なし	なし
臭　　気		無臭	無臭	無臭	無臭
pH		6.7	7.0	6.6	6.7
Ｂ　Ｏ　Ｄ	mg／ℓ	2.5	1.6	0.8	4.2
Ｃ　Ｏ　Ｄ	mg／ℓ	9.4	1.8	3.2	8.6
Ｓ　　Ｓ	mg／ℓ	5.7	1.7	検出されず	検出されず
Ｄ　　Ｏ	mg／ℓ	7.5	7.8	6.4	7.0
大腸菌数	CFU／100mℓ	820	182	640	13,200
カドミウム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
シ　ア　ン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
六価クロム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ヒ　　素	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全窒素	mg／ℓ	1.63	1.18	1.40	5.49
全リン	mg／ℓ	0.36	0.08	0.16	0.68

（表3）河川の水質調査結果一覧表

河川名 ： 日高川（採水地点＝野口新橋）③

調査年月日	単 位	R7.5.20	R7.8.5	R7.11.12	R8.2.9
時　　刻		10時08分	10時50分	9時55分	10時10分
気　　温	℃	24.1	31.0	14.0	6.1
水　　温	℃	20.8	28.0	14.7	6.1
位　　置		流心部	流心部	流心部	流心部
色　　相		淡茶色	無色透明	無色透明	無色透明
濁　　り		微	なし	なし	なし
臭　　気		無臭	無臭	無臭	無臭
pH		7.2	7.0	6.9	7.1
Ｂ　Ｏ　Ｄ	mg／ℓ	0.6	1.5	検出されず	0.9
Ｃ　Ｏ　Ｄ	mg／ℓ	1.9	1.4	1.4	1.4
Ｓ　　Ｓ	mg／ℓ	3.2	検出されず	検出されず	0.5
Ｄ　　Ｏ	mg／ℓ	7.0	7.1	7.4	8.2
大腸菌数	CFU／100mℓ	48	20	148	1,132
カドミウム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
シ　ア　ン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
六価クロム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ヒ　　素	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全 窒 素	mg／ℓ	0.24	0.22	0.33	0.26
全　リ　ン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全 亜 鉛	mg／ℓ		検出されず		検出されず
ノニルフェノール	mg／ℓ		検出されず		検出されず
直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩	mg／ℓ		検出されず		検出されず

（表4）河川の水質調査結果一覧表

河川名 ： 熊野川（採水地点＝第二釜屋橋）④

調査年月日	単 位	R7.5.20	R7.8.5	R7.11.12	R8.2.9
時　　刻		10時24分	11時20分	10時15分	10時30分
気　　温	℃	26.5	31.0	14.0	4.0
水　　温	℃	25.0	32.0	16.0	5.2
位　　置		流心部	流心部	流心部	流心部
色　　相		乳白色	淡黄色	淡黄色	淡黄色
濁　　り		微	なし	なし	なし
臭　　気		無臭	無臭	無臭	無臭
pH		9.3	8.5	7.6	7.4
ＢＯＤ	mg／ℓ	1.3	1.6	検出されず	1.1
ＣＯＤ	mg／ℓ	5.8	3.8	3.0	2.8
ＳＳ	mg／ℓ	7.8	2.5	4.0	検出されず
ＤＯ	mg／ℓ	7.6	9.9	8.2	10.1
大腸菌数	CFU／100mℓ	760	56	170	1,280
カドミウム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
シアン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
六価クロム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ヒ　　素	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全窒素	mg／ℓ	0.58	0.42	0.55	0.50
全リン	mg／ℓ	0.11	0.06	0.05	0.06

（表５）河川の水質調査結果一覧表

河川名 ： 王子川（採水地点＝塩屋町北塩屋1474番地1先）⑤

調査年月日	単 位	R7.5.20	R7.8.5	R7.11.12	R8.2.9
時　　刻		10時45分	11時40分	10時35分	10時45分
気　　温	℃	27.5	32.0	14.0	4.0
水　　温	℃	25.6	33.0	14.0	3.4
位　　置		流心部	流心部	流心部	流心部
色　　相		淡茶色	淡黄色	淡黄色	淡黄色
濁　　り		微	なし	なし	なし
臭　　気		無臭	無臭	無臭	無臭
pH		7.3	7.3	7.3	7.8
ＢＯＤ	mg／ℓ	0.7	1.3	0.6	0.8
ＣＯＤ	mg／ℓ	4.2	6.6	4.4	5.8
ＳＳ	mg／ℓ	5.3	4.8	9.5	1.3
ＤＯ	mg／ℓ	7.4	6.0	7.2	9.2
大腸菌数	CFU／100mℓ	34	82	580	54
カドミウム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
シアン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
六価クロム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ヒ　　素	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全窒素	mg／ℓ	0.66	0.85	0.80	0.57
全リン	mg／ℓ	0.06	0.10	0.06	検出されず

（表6）河川の水質調査結果一覧表

河川名 ： 楠井川（採水地点＝濱側橋）⑥

調査年月日	単 位	R7.5.20	R7.8.5	R7.11.12	R8.2.9
時　　刻		11時10分	12時15分	11時15分	11時14分
気　　温	℃	26.5	32.0	15.0	4.0
水　　温	℃	23.2	32.0	16.0	6.6
位　　置		流心部	流心部	流心部	流心部
色　　相		淡茶色	無色透明	無色透明	無色透明
濁　　り		なし	なし	なし	なし
臭　　気		無臭	無臭	無臭	無臭
pH		7.4	7.1	7.2	7.5
ＢＯＤ	mg／ℓ	0.9	1.7	検出されず	0.7
ＣＯＤ	mg／ℓ	5.0	3.8	2.8	1.8
ＳＳ	mg／ℓ	2.7	0.5	検出されず	検出されず
ＤＯ	mg／ℓ	7.0	6.2	7.2	9.5
大腸菌数	CFU／100mℓ	98	340	1,000	142
カドミウム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
シアン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
有機リン	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
鉛	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
六価クロム	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
ヒ　　素	mg／ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
全窒素	mg／ℓ	0.75	0.93	1.25	0.43
全リン	mg／ℓ	0.05	検出されず	検出されず	検出されず

（表7）斎川の水質（年平均値）

測定地点：斎橋

項目　単位 / 年度	pH	BOD mg／ℓ	S S mg／ℓ	D O mg／ℓ	大腸菌群数MPN／100mℓ ※大腸菌数CFU／100mℓ
R3	7.4	0.8	1.6	7.7	70,300
R4	7.4	0.9	1.4	8.0	15,260
R5	7.4	0.4	2.0	6.8	963
R6	7.6	0.4	3.9	8.0	700
R7	7.3	1.1	2.5	7.9	198

※R4から測定方法が、大腸菌群数から大腸菌数に変更

（表8）下川の水質（年平均値）

測定地点：中島橋

項目　単位 / 年度	pH	BOD mg／ℓ	S S mg／ℓ	D O mg／ℓ	大腸菌群数MPN／100mℓ ※大腸菌数CFU／100mℓ
R3	7.1	2.4	2.5	7.5	182,000
R4	7.0	1.4	3.1	7.3	583
R5	7.1	1.0	6.9	7.0	1,193
R6	7.2	1.7	5.7	8.5	925
R7	6.8	2.3	3.7	7.2	3,711

※R4から測定方法が、大腸菌群数から大腸菌数に変更

（表9）日高川の水質（年平均値）

測定地点：野口新橋

項目　単位 / 年度	pH	BOD mg／ℓ	S S mg／ℓ	D O mg／ℓ	大腸菌群数MPN／100mℓ ※大腸菌数CFU／100mℓ
R3	7.1	1.4	1.6	7.7	4,330
R4	7.1	0.8	1.0	8.6	31
R5	7.1	0.3	0.6	6.9	45
R6	7.4	0.4	2.1	7.5	137
R7	7.1	1.0	1.9	7.4	337
環境基準	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	300以下

※R4から測定方法が、大腸菌群数から大腸菌数に変更

（表10）熊野川の水質（年平均値）

測定地点：第二釜屋橋

項目　単位 年度	pH	BOD mg／ℓ	S S mg／ℓ	D O mg／ℓ	大腸菌群数MPN／100mℓ ※大腸菌数CFU／100mℓ
R3	9.5	2.0	4.5	8.3	3,008
R4	9.8	1.5	3.6	12.2	150
R5	9.2	0.9	5.2	9.1	347
R6	8.3	1.3	5.8	9.2	1,900
R7	8.2	1.3	4.8	9.0	567

※R4から測定方法が、大腸菌群数から大腸菌数に変更

（表11）王子川の水質（年平均値）

測定地点：塩屋町北塩屋1474番地1先

項目　単位 年度	pH	BOD mg／ℓ	S S mg／ℓ	D O mg／ℓ	大腸菌群数MPN／100mℓ ※大腸菌数CFU／100mℓ
R3	7.6	5.3	3.6	7.1	9,300
R4	7.5	1.1	7.1	7.0	106
R5	7.5	0.6	17.2	7.0	568
R6	7.4	1.3	18.8	7.2	852
R7	7.4	0.9	5.2	7.5	188

※R4から測定方法が、大腸菌群数から大腸菌数に変更

（表12）楠井川の水質（年平均値）

測定地点：濱側橋

項目　単位 年度	pH	BOD mg／ℓ	S S mg／ℓ	D O mg／ℓ	大腸菌群数MPN／100mℓ ※大腸菌数CFU／100mℓ
R3	7.8	1.0	2.0	8.1	14,200
R4	7.6	0.9	2.7	8.7	6,038
R5	7.4	0.5	2.4	6.8	335
R6	7.5	0.7	2.9	7.6	958
R7	7.3	1.1	1.6	7.5	395

※R4から測定方法が、大腸菌群数から大腸菌数に変更

第 2 節　　水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日
環境庁告示　第59号
改正　令7環告35

人の健康の保護に関する環境基準（別表１）

基準値							
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	ＰＣＢ
0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと

基準値							
ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン
0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下

基準値							
テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下

基準値		
ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下

※　１）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
　　２）「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が、該当方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
　　３）海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
　　４）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2　15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2　14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

第 3 節　　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（御坊市関係）

＜河川（湖沼を除く。）＞

昭和４９年１０月１９日
告 示 第 ７ １ ３ 号

公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）第９条第２項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和４６年政令第１５９号）第１項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年環境庁告示第５９号）の別表２の２に掲げる類型をいう。）を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水域の名称	水　　域	該当類型	達成期間	備　考
日高川水域	日高川 （天田橋から上流の水域）	海域Ａ	直ちに達成	

平成２６年１０月１０日
告 示 第 １ ２ ５ ４ 号

環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第２項の規定により、別表水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和４６年環境庁告示第５９号）別表２の１（１）イに掲げる類型をいう。）を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水域の名称	水　　域	該当類型	達成期間	備　考
日高川水域	日高川 （天田橋から椿山ダムまでの水域）	生物Ｂ	直ちに達成	

＜海域＞

昭和５９年４月５日
告示第２４８号

公害対策基本法（昭和４２年法律１３２号）第９条第２項並びに環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和４６年政令第１５９号）第１項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年環境庁告示第５９号）の別表２の２に掲げる類型をいう。）を同表該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域の該当類型に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水域の名称	水　　域	該当類型	達成期間	備　考
御坊市及び美浜町の地先海域	別記の水域	海域Ａ	直ちに達成	

別記

紀伊日の御岬燈台と紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線の線上で紀伊日の御岬燈台から１，０００メートルの地点を結んだ直線、同地点から壁川﨑の北緯３３度５０分３１秒東経１３５度９分５８秒の地点を結んだ直線及び陸岸に囲まれた水域並びに日高川天田橋、西川西川大橋、西川西川小橋及び熊野川昭和橋の各下流の河川の区域に含まれる水域

生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く。）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（PH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7．5mg/ℓ以上	20CFU/ 100mℓ以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7．5mg/ℓ以上	300CFU/ 100mℓ以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/ 100mℓ以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6．0以上 8．5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6．0以上 8．5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	－

（注）1．自然環境保全　：　自然探勝等の環境保全
2．水道1級　：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級　：　沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの
水道3級　：　前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの
3．水産1級　：　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級　：　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級　：　コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4．工業用水1級　：　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級　：　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級　：　特殊の浄水操作を行うもの
5．環境保全　：　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

河川（湖沼を除く。）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

海域

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（PH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n−ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7．8以上 8．3以下	2mg/ℓ以下	7．5mg/ℓ以上	20CFU/ 100mℓ以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7．8以上 8．3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	−	検出されないこと
C	環境保全	7．0以上 8．3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	−	−

（注）1．自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2．水産1級　：　マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
　水産2級　：　ボラ、ノリ等の水産生物用
3．環境保全　：　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

第 4 節　　水生生物による水質調査

川の汚れを判断する指標となる２９種類の水生生物があり、平成６年度から日高川河畔にて、水生生物による水質調査を行っている。

令和７年度は、御坊市市民環境課と公益財団法人御坊市ふれあいセンターとの共催で、和歌山県環境衛生研究センター職員を講師に迎え、野口小学校・藤田小学校の４年生児童を対象に、環境教育の一環として、日高川の水質を知ってもらうとともに、水辺をはじめとする自然に親しむことにより、環境保全について関心を育むことを目的とした「水辺教室」を令和７年８月１日に実施した。

当日は好天気に恵まれ、カワゲラ類やヒラタカゲロウ類、ヨコエビ類などを中心に、きれいな水に住んでいる水生生物を採取することができ、水質階級の判定では、**「水質階級Ⅰ（きれいな水）」**であることを確認した。

＜調査結果＞

指標生物 （見つかった指標生物に○印、数が多かった上位から２種類に●印をつけています）			
水質階級Ⅰ （きれいな水）	1	アミカ類	
	2	ナミウズムシ	
	3	カワゲラ類	●
	4	サワガニ	○
	5	ナガレトビケラ類	
	6	ヒラタカゲロウ類	●
	7	ブユ類	
	8	ヘビトンボ	
	9	ヤマトビケラ類	
	10	ヨコエビ類	●
水質階級Ⅱ （ややきれいな水）	11	イシマキガイ	
	12	オオシマトビケラ	
	13	カワニナ類	○
	14	ゲンジボタル	
	15	コオニヤンマ	
	16	コガタシマトビケラ類	
	17	ヒラタドロムシ類	
	18	ヤマトシジミ	
水質階級Ⅲ （きたない水）	19	イソコツブムシ類	
	20	タニシ類	
	21	ニホンドロソコエビ	
	22	シマイシビル	
	23	ミズカマキリ	
	24	ミズムシ	
水質階級Ⅳ （とてもきたない水）	25	アメリカザリガニ	
	26	エラミミズ	
	27	サカマキガイ	
	28	ユスリカ類	○
	29	チョウバエ類	

＜水辺教室の様子＞





第 4 章

騒音・振動

第4章　騒 音 ・ 振 動

第 1 節　　騒 音

日常生活の上で、会話や睡眠を妨げたり、作業能率や生理機能に悪影響を与えたりする「好ましくない音」を騒音という。

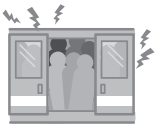
騒音の発生源は、工場等の事業騒音、飲食店等の営業騒音、自動車や鉄道等の交通騒音等様々なものがあるが、最近ではペットの鳴声やクーラーの室外機の音等の近隣騒音も増えてきているほか、低周波音という新たな問題も出てきている。

騒音の大きさの例

デシベル（A）

120	・飛行機のエンジンの近く
110	・自動車の警笛（前方２ｍ）
100	・電車が通るときのガードの下
90	・騒がしい工場内、大声による独唱
80	・地下鉄の車内
70	・騒がしい事務所内
60	・普通の会話
50	・水道の蛇口、静かな事務所内
40	・図書館内、深夜の市内（住宅地）
30	・ささやき声、深夜の郊外
20	・木の葉のふれあう音





第 2 節　環 境 騒 音

私たちの日常生活の中には、工場等の事業騒音、飲食店等の営業騒音、自動車や鉄道等の交通騒音、家庭のテレビ、ピアノ等の生活騒音、また道路工事や建設作業の作業騒音等様々なものがある。

本市では、平成3年度から、騒音規制法に基づく地域指定がなされたため、用途地域別に環境騒音を測定している。

令和7年度には調査ができなかったため、令和8年6月５日に24地点（二車線以上の道路に面する10地点を含む）で下記の方法により調査を行った。（表1～5）

用途地域別では、準工業地域・商業地域・近隣商業地域の騒音レベル（全平均 Leq 値と比較）は、住居の用に供する地域や未指定地域と比べて、高い結果となっている。また、令和6年度の測定結果と比較すると、未指定地域は少し高く、住居の用に供する地域・準工業地域・商業地域・近隣商業地域の騒音レベルは、少し低い結果となっていた。

L50値が50デシベル以下である地点と、Leq 値が55デシベル以下である地点の割合をみると、令和6年度との比較で減少している。

２車線以上の道路に面する地点は、その他の地点よりすべての時間において L50値、Leq 値ともに平均を上回っていた。

○測定方法

普通騒音計（リオンＮＬ－０６）を用いて、ＪＩＳ－Ｚ８７３１『騒音レベル測定法』に基づき測定値を求めた。

○測定条件

測定時間…各測定時間帯のうち５分間

騒音レベル…Ａ特性

動特性…ＦＡＳＴ

測定項目…L5　L50　L95　Leq　Lmax　Lmin　主音源　風速ランク

○環境騒音測定風景



日高振興局正面玄関前



御坊市役所前

（表１）御坊市環境騒音測定地点一覧表

No.	測　定　地　点　名	直接面する道路名	用途地域	２車線以上の道路に面する地点
1	湯川町富安1659番地（西富安集会場）	市道富安入山１号線	未指定地域	
2	湯川町小松原410番地1（丸仁商店西側）	市道駅前区画11号線	商業地域	
3	湯川町財部859番地2（御坊保健所前）	市道小松原財部１号線	準住居地域	
4	湯川町財部651番地（日高振興局正面玄関前）	県道御坊美山線	準住居地域	○
5	湯川町財部651番地3（御坊広域行政事務組合前）	市道南無栗国道線	第二種 住居地域	
6	薗42番地1（玉井組駐車場北）	国道42号	準工業地域	○
7	島10番地（御坊中学校前）	市道善明寺天理線	第一種中高層 住居専用地域	
8	薗350番地2（御坊市役所前）	国道42号	近隣商業地域	○
9	薗258番地2（市民文化会館前）	市道女学校通線	第一種 住居地域	○
10	島486番地1（島会館前）	県道御坊停車場線	第二種 住居地域	○
11	島584番地（大洋化学東側）	市道中川原東川田線	準工業地域	
12	薗571番地18（ひだか犬猫病院北側）	国道42号	商業地域	○
13	御坊148番地（旧きのくに信用金庫御坊営業部前）	県道井関御坊線	近隣商業地域	
14	薗980番地2（薗津波避難タワー前）	県道御坊停車場線	第一種中高層 住居専用地域	○
15	薗642番地（小竹八幡神社前）	市道元宮新薗町線	第一種 住居地域	
16	藤田町藤井2031番地6（藤井郵便局前）	県道日高印南線	未指定地域	
17	野口254番地（野口コミュニティセンター前）	市道上野口学校線	未指定地域	
18	熊野988番地（熊野会館前）	市道野口熊野線	未指定地域	
19	塩屋町北塩屋676番地（天田区 北側 県道御坊中津線）	県道御坊中津線	未指定地域	○
20	塩屋町北塩屋521番地1（御坊工業団地北側）	市道猪野々野島線	未指定地域	○
21	塩屋町北塩屋1973番地8先（猪野々会館北側国道425号）	国道425号	未指定地域	○
22	塩屋町南塩屋447番地（爪書大師堂前）	市道尾の崎線	未指定地域	
23	塩屋町南塩屋449番地先（日高港工業団地前）	準市道41号	工業地域	
24	名田町上野1348番地15（名田中学校前）	市道上野寺山線	未指定地域	

（表２）令和８年度環境騒音測定調査

調査日：令和８年６月５日（金）　　単位：デシベル（A）

No.	測定場所	測定場所の地番	用途地域の種別	２車線以上の道路に面する地点	夜間（4：00～6：00）							
					L5	L50	L95	Leq	Lmax	Lmin	主音源区分（注1）	風速区分（注2）
1	西富安集会場	湯川町富安1659番地	未指定		46.9	**37.1**	34.8	**42.8**	59.6	33.2	5	0
2	丸仁商店南側	湯川町小松原410番地1	商業		46.4	**38.5**	35.4	**41.0**	54.3	34.6	6	0
3	御坊保健所前	湯川町財部859番地2	準住居		48.0	**44.8**	42.5	**45.4**	52.3	40.7	5	1
4	日高振興局正面玄関前	湯川町財部651番地	準住居	○	49.1	**43.1**	37.6	**44.6**	52.9	33.5	5	0
5	御坊広域行政事務組合前	湯川町財部651番地3	第二種住居		47.3	**40.0**	38.2	**44.8**	71.9	36.6	5	0
6	玉井組駐車場北側	薗16番地6	準工業	○	62.8	**37.1**	34.4	**56.9**	75.2	32.5	5	0
7	御坊中学校前	島10番地	第一種中高層住居専用		54.9	**49.6**	46.6	**50.8**	60.9	44.9	5	1
8	御坊市役所前	薗350番地2	近隣商業	○	55.1	**41.1**	38.6	**49.6**	65.7	37.5	4	0
9	市民文化会館前	薗258番地2	第一種住居	○	49.2	**46.2**	44.0	**46.8**	59.1	42.5	5	0
10	島会館前	島486番地1	第二種住居	○	47.1	**39.3**	35.8	**45.5**	65.1	34.5	5	1
11	大洋化学東側	島584番地	準工業		45.1	**42.9**	42.4	**43.4**	48.4	41.8	3	0
12	ひだか犬猫病院北	薗571番地18	商業	○	62.3	**41.1**	34.7	**56.5**	74.1	32.8	5	0
13	旧きのくに信用金庫御坊営業部前	御坊148番地	近隣商業		48.6	**35.9**	30.0	**42.6**	59.1	29.2	5	0
14	薗地区津波避難タワー前	薗980番地2	第一種中高層住居専用	○	53.0	**37.7**	34.8	**47.1**	65.4	32.9	1	1
15	小竹八幡神社前	薗642番地	第一種住居		47.4	**32.9**	29.5	**40.8**	58.7	26.5	5	1
16	藤井郵便局前	藤田町藤井2031番地6	未指定		44.0	**36.2**	34.5	**39.2**	54.6	33.5	5	1
17	野口コミュニティセンター前	野口254番地	未指定		53.3	**45.9**	37.6	**48.0**	62.1	36.5	1	1
18	熊野会館前	熊野988番地	未指定		51.0	**39.0**	36.1	**49.0**	66.1	33.1	5	1
19	天田区北側県道御坊中津線	塩屋町北塩屋676番地	未指定	○	50.6	**47.1**	46.5	**47.8**	61.2	45.9	3	1
20	御坊工業団地北側	塩屋町北塩屋521番地1	未指定	○	63.7	**58.4**	45.6	**59.5**	71.1	41.8	5	1
21	猪野々会館北側国道４２５号	塩屋町北塩屋1973番地8先	未指定	○	50.8	**46.9**	44.0	**47.9**	62.0	42.7	5	1
22	爪書大師堂前	塩屋町南塩屋447番地	未指定		49.8	**46.4**	43.7	**47.3**	68.4	42.3	5	1
23	日高港工業団地前	塩屋町南塩屋449番地先	工業		47.0	**41.6**	40.5	**43.0**	55.9	39.2	5	1
24	名田中学校前	名田町上野1348番地15	未指定		45.2	**43.6**	41.9	**44.2**	64.5	41.4	5	1

※（注1）・（注2）はP66表を参照

単位：デシベル（A）

No.	測定場所	測定場所の地番	用途地域の種別	２車線以上の道路に面する地点	昼間（10：00～12：00）							
					L5	L50	L95	Leq	Lmax	Lmin	主音源区分（注1）	風速区分（注2）
1	西富安集会場	湯川町富安1659番地	未指定		60.5	**40.0**	30.8	**52.4**	68.7	28.7	5	1
2	丸仁商店南側	湯川町小松原410番地1	商業		58.9	**51.9**	46.7	**54.0**	64.7	43.6	1	2
3	御坊保健所前	湯川町財部859番地2	準住居		49.2	**43.9**	40.8	**45.4**	59.1	38.5	5	2
4	日高振興局正面玄関前	湯川町財部651番地	準住居	○	65.5	**57.4**	45.9	**60.1**	69.4	42.6	1	2
5	御坊広域行政事務組合前	湯川町財部651番地3	第二種住居		62.9	**48.3**	37.0	**57.7**	76.0	34.8	1	2
6	玉井組駐車場北側	薗16番地6	準工業	○	70.4	**60.3**	54.6	**65.0**	79.4	52.9	1	2
7	御坊中学校前	島10番地	第一種中高層住居専用		56.4	**43.1**	36.5	**50.9**	69.6	34.6	1	1
8	御坊市役所前	薗350番地2	近隣商業	○	65.8	**57.4**	48.3	**60.4**	74.0	44.5	1	1
9	市民文化会館前	薗258番地2	第一種住居	○	61.4	**49.4**	37.3	**55.3**	70.2	35.5	1	1
10	島会館前	島486番地1	第二種住居	○	59.1	**49.6**	42.0	**53.7**	71.0	39.5	1	2
11	大洋化学東側	島584番地	準工業		53.4	**45.8**	44.4	**49.5**	64.9	43.3	3	1
12	ひだか犬猫病院北	薗571番地18	商業	○	70.6	**62.1**	49.2	**65.2**	78.7	45.5	1	2
13	旧きのくに信用金庫御坊営業部前	御坊148番地	近隣商業		60.7	**48.3**	39.0	**55.1**	72.0	36.4	1	1
14	薗地区津波避難タワー前	薗980番地2	第一種中高層住居専用	○	58.7	**48.5**	39.4	**52.4**	61.4	37.8	1	1
15	小竹八幡神社前	薗642番地	第一種住居		56.4	**44.1**	38.9	**49.8**	63.7	36.7	1	2
16	藤井郵便局前	藤田町藤井2031番地6	未指定		51.6	**42.5**	40.6	**47.8**	65.5	39.1	5	0
17	野口コミュニティセンター前	野口254番地	未指定		57.9	**51.2**	47.3	**53.0**	62.6	45.5	1	1
18	熊野会館前	熊野988番地	未指定		57.8	**47.5**	41.7	**51.6**	64.7	36.3	1	1
19	天田区北側県道御坊中津線	塩屋町北塩屋676番地	未指定	○	68.6	**54.4**	51.8	**63.8**	84.6	50.7	1	1
20	御坊工業団地北側	塩屋町北塩屋521番地1	未指定	○	68.9	**51.8**	42.2	**64.0**	83.5	40.3	1	1
21	猪野々会館北側国道４２５号	塩屋町北塩屋1973番地8先	未指定	○	62.4	**37.0**	33.9	**58.8**	79.9	32.7	5	1
22	爪書大師堂前	塩屋町南塩屋447番地	未指定		50.4	**40.7**	38.1	**45.8**	64.1	36.7	5	1
23	日高港工業団地前	塩屋町南塩屋449番地先	工業		59.7	**51.2**	45.8	**56.0**	77.2	40.5	3	2
24	名田中学校前	名田町上野1348番地15	未指定		65.5	**44.4**	38.0	**59.4**	77.8	36.6	5	2

※（注1）・（注2）はP66表を参照

単位：デシベル（A）

No.	測定場所	測定場所の地番	用途地域の種別	２車線以上の道路に面する地点	昼間（15：00～17：00）							
					L5	**L50**	L95	**Leq**	Lmax	Lmin	主音源区分（注1）	風速区分（注2）
1	西富安集会場	湯川町富安1659番地	未指定		62.1	**41.1**	28.5	**55.1**	72.3	27.3	1	2
2	丸仁商店南側	湯川町小松原410番地1	商業		60.6	**55.2**	47.2	**56.8**	71.7	43.8	1	2
3	御坊保健所前	湯川町財部859番地2	準住居		54.7	**43.9**	40.0	**48.9**	63.3	38.8	1	2
4	日高振興局正面玄関前	湯川町財部651番地	準住居	○	64.4	**53.7**	44.2	**58.6**	75.1	41.4	1	2
5	御坊広域行政事務組合前	湯川町財部651番地3	第二種住居		61.4	**49.4**	38.6	**55.9**	72.6	36.4	1	2
6	玉井組駐車場北側	薗16番地6	準工業	○	67.2	**59.5**	53.4	**62.5**	77.4	52.1	1	2
7	御坊中学校前	島10番地	第一種中高層住居専用		61.1	**45.4**	39.3	**54.7**	72.7	37.7	1	2
8	御坊市役所前	薗350番地2	近隣商業	○	70.8	**56.6**	45.7	**66.9**	86.8	44.0	1	3
9	市民文化会館前	薗258番地2	第一種住居	○	59.8	**47.3**	40.0	**53.7**	69.9	37.9	1	2
10	島会館前	島486番地1	第二種住居	○	60.3	**52.5**	45.7	**55.2**	66.5	40.6	1	2
11	大洋化学東側	島584番地	準工業		53.5	**45.4**	41.0	**47.7**	59.2	39.4	1	2
12	ひだか犬猫病院北	薗571番地18	商業	○	71.2	**64.6**	56.7	**66.2**	74.7	51.7	1	2
13	旧きのくに信用金庫御坊営業部前	御坊148番地	近隣商業		63.8	**45.4**	38.8	**58.4**	79.2	35.8	1	2
14	薗地区津波避難タワー前	薗980番地2	第一種中高層住居専用	○	61.1	**49.2**	38.2	**54.6**	66.2	34.4	1	1
15	小竹八幡神社前	薗642番地	第一種住居		58.0	**42.9**	34.9	**53.4**	74.0	33.0	1	2
16	藤井郵便局前	藤田町藤井2031番地6	未指定		53.2	**46.9**	45.0	**49.2**	70.9	43.8	5	1
17	野口コミュニティセンター前	野口254番地	未指定		58.0	**53.2**	49.6	**54.5**	64.4	47.1	1	1
18	熊野会館前	熊野988番地	未指定		60.4	**48.5**	43.4	**56.2**	71.9	41.1	1	1
19	天田区北側県道御坊中津線	塩屋町北塩屋676番地	未指定	○	65.9	**53.1**	49.8	**59.0**	72.6	48.6	3	1
20	御坊工業団地北側	塩屋町北塩屋521番地1	未指定	○	68.6	**51.8**	42.0	**62.5**	81.2	38.9	1	1
21	猪野々会館北側国道４２５号	塩屋町北塩屋1973番地8先	未指定	○	62.3	**38.9**	34.3	**55.1**	71.4	31.9	5	1
22	爪書大師堂前	塩屋町南塩屋447番地	未指定		44.7	**39.4**	37.9	**42.8**	60.9	36.7	6	2
23	日高港工業団地前	塩屋町南塩屋449番地先	工業		53.6	**41.2**	38.9	**49.4**	67.3	37.3	3	2
24	名田中学校前	名田町上野1348番地15	未指定		60.6	**41.7**	36.2	**54.6**	71.8	34.3	5	1

※（注1）・（注2）はP66表を参照

単位：デシベル（A）

No.	測定場所	測定場所の地番	用途地域の種別	２車線以上の道路に面する地点	夜間（22：00～24：00）							
					L5	L50	L95	Leq	Lmax	Lmin	主音源区分（注1）	風速区分（注2）
1	西富安集会場	湯川町富安1659番地	未指定		42.1	**28.9**	27.6	**41.2**	62.3	27.0	5	0
2	丸仁商店南側	湯川町小松原410番地1	商業		56.9	**47.2**	45.6	**50.7**	63.5	44.6	1	1
3	御坊保健所前	湯川町財部859番地2	準住居		55.2	**53.8**	52.1	**53.9**	57.1	50.1	5	1
4	日高振興局正面玄関前	湯川町財部651番地	準住居	○	60.4	**49.4**	44.9	**54.2**	68.8	42.9	1	1
5	御坊広域行政事務組合前	湯川町財部651番地3	第二種住居		48.4	**33.4**	31.2	**48.1**	69.8	30.3	5	0
6	玉井組駐車場北側	薗16番地6	準工業	○	64.6	**52.4**	48.9	**58.2**	74.5	47.9	1	1
7	御坊中学校前	島10番地	第一種中高層住居専用		47.0	**44.9**	42.3	**47.5**	66.4	40.3	5	0
8	御坊市役所前	薗350番地2	近隣商業	○	61.0	**49.6**	44.4	**54.3**	66.1	43.5	1	1
9	市民文化会館前	薗258番地2	第一種住居	○	60.6	**48.1**	36.0	**53.7**	69.0	34.4	1	0
10	島会館前	島486番地1	第二種住居	○	59.4	**57.1**	49.0	**57.0**	70.1	47.0	1	0
11	大洋化学東側	島584番地	準工業		55.9	**54.1**	46.8	**53.9**	57.4	38.3	5	0
12	ひだか犬猫病院北	薗571番地18	商業	○	65.5	**41.8**	33.2	**58.8**	77.7	32.1	1	1
13	旧きのくに信用金庫御坊営業部前	御坊148番地	近隣商業		43.6	**37.4**	34.7	**39.9**	62.4	33.3	8	1
14	薗地区津波避難タワー前	薗980番地2	第一種中高層住居専用	○	39.4	**31.2**	26.9	**36.9**	57.4	26.4	5	0
15	小竹八幡神社前	薗642番地	第一種住居		50.3	**32.7**	29.2	**44.0**	59.0	28.0	5	1
16	藤井郵便局前	藤田町藤井2031番地6	未指定		49.7	**48.4**	47.3	**49.0**	61.8	45.8	5	1
17	野口コミュニティセンター前	野口254番地	未指定		61.7	**53.3**	52.2	**56.2**	64.2	51.2	5	1
18	熊野会館前	熊野988番地	未指定		50.0	**46.8**	43.3	**47.5**	58.2	40.8	5	1
19	天田区北側県道御坊中津線	塩屋町北塩屋676番地	未指定	○	49.0	**39.5**	37.1	**53.8**	74.3	35.9	3	1
20	御坊工業団地北側	塩屋町北塩屋521番地1	未指定	○	47.6	**45.6**	40.3	**45.6**	58.1	36.1	5	1
21	猪野々会館北側国道４２５号	塩屋町北塩屋1973番地8先	未指定	○	53.3	**52.1**	50.8	**52.2**	60.3	49.1	5	1
22	爪書大師堂前	塩屋町南塩屋447番地	未指定		46.3	**42.0**	40.2	**43.4**	61.3	39.2	3	1
23	日高港工業団地前	塩屋町南塩屋449番地先	工業		42.5	**40.7**	39.3	**40.9**	50.9	36.9	3	1
24	名田中学校前	名田町上野1348番地15	未指定		59.2	**37.3**	34.7	**54.8**	76.6	32.2	5	2

※（注1）・（注2）はP66表を参照

（注１）主音源の区分

主音源区分番号	主音源の種類	発生源の概要
1	自動車音	自動車に起因する音（自動二輪車も含む）
2	自動車以外の道路音	道路空間から発生する自動車以外の音（人の話し声、自転車音、子供の遊び声等）
3	工場・事業所等の音	工場、事業所に起因する音（商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店等から発生する音も含む）
4	家庭音	家庭内の生活活動に起因する音（話し声、テレビの音、ペットの鳴き声、家庭機器音等）
5	自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉のゆれる音、雨音、風の音等自然に起因する音）
6	特殊音	航空機、鉄道、建設作業に起因する音（送電線の鳴る音も含む）
7	一般音	特定できるが、上記の部類に入らない音
8	不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

（注２）風速区分

風速ランク（風力階級）	風速（m／s）	陸上の状況
0	0 ～ 0.2	煙が垂直に立ち上がる。
1	0.3 ～ 1.5	煙のなびき方で風向が分かる。
2	1.6 ～ 3.3	顔に風を感じる。木の葉がゆれる。風向計が動き始める。
3	3.4 ～ 5.4	木の葉や細い小枝が絶えずゆれる。軽い旗がひらめく。
4	5.5 ～ 7.9	砂ほこりがたち、紙片がまいあがる。
5	8.0 ～ 10.7	葉のある低木がゆれ始め、池の水面に波がしらが立つ。
6	10.8 ～ 13.8	小枝が動く。電線が鳴る。傘がさしにくい。
7	13.9 ～ 17.1	樹木全体がゆれる。風に向かって歩きにくい。

※風速は、地上高10m相当のものである。

（表３）用途地域別の環境騒音レベル（２車線以上の道路に面する地点）

単位:デシベル（A）

		L50				Leq			
時間帯		夜間	昼間		夜間	夜間	昼間		夜間
用途別	地点番号	4:00～6:00	10:00～12:00	15:00～17:00	22:00～24:00	4:00～6:00	10:00～12:00	15:00～17:00	22:00～24:00
第一種住居地域	9	46.2	49.4	47.3	48.1	46.8	55.3	53.7	53.7
第一種中高層住居専用地域	14	37.7	48.5	49.2	31.2	47.1	52.4	54.6	36.9
第二種住居地域	10	39.3	49.6	52.5	57.1	45.5	53.7	55.2	57.0
準住居地域	4	43.1	57.4	53.7	49.4	44.6	60.1	58.6	54.2
近隣商業地域	8	41.1	57.4	56.6	49.6	49.6	60.4	66.9	54.3
商業地域	12	41.1	62.1	64.6	41.8	56.5	65.2	66.2	58.8
準工業地域	6	37.1	60.3	59.5	52.4	56.9	65.0	62.5	58.2
未指定地域	19	47.1	54.4	53.1	39.5	47.8	63.8	59.0	53.8
未指定地域	20	58.4	51.8	51.8	45.6	59.5	64.0	62.5	45.6
未指定地域	21	46.9	37.0	38.9	52.1	47.9	58.8	55.1	52.2
最　高　値		58.4	62.1	64.6	57.1	59.5	65.2	66.9	58.8
平　均　値		43.8	52.8	52.7	46.7	50.2	59.9	59.4	52.5
最　低　値		37.1	37.0	38.9	31.2	44.6	52.4	53.7	36.9

（表４）用途地域別の環境騒音レベル（その他の地点）

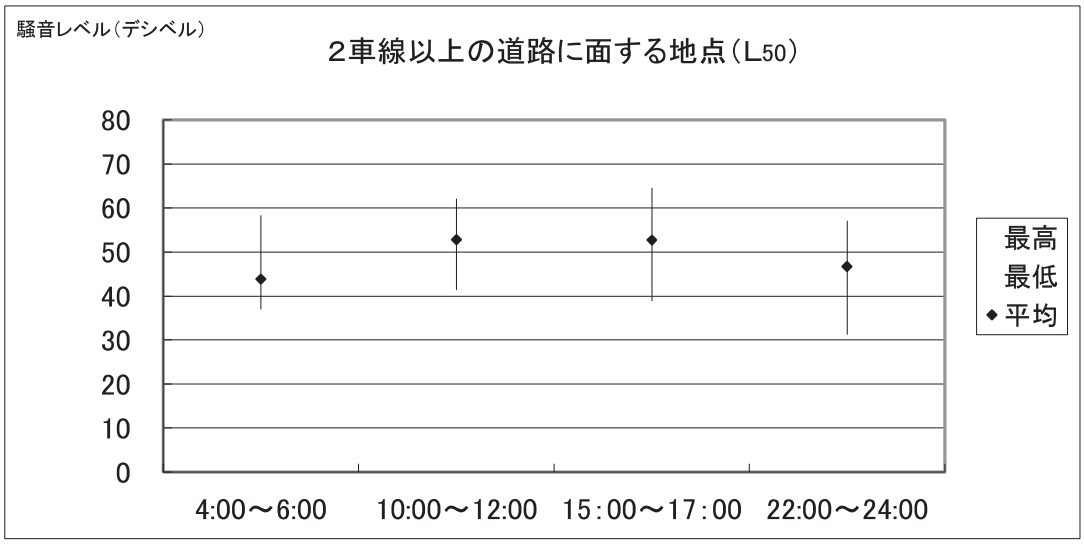
単位:デシベル（A）

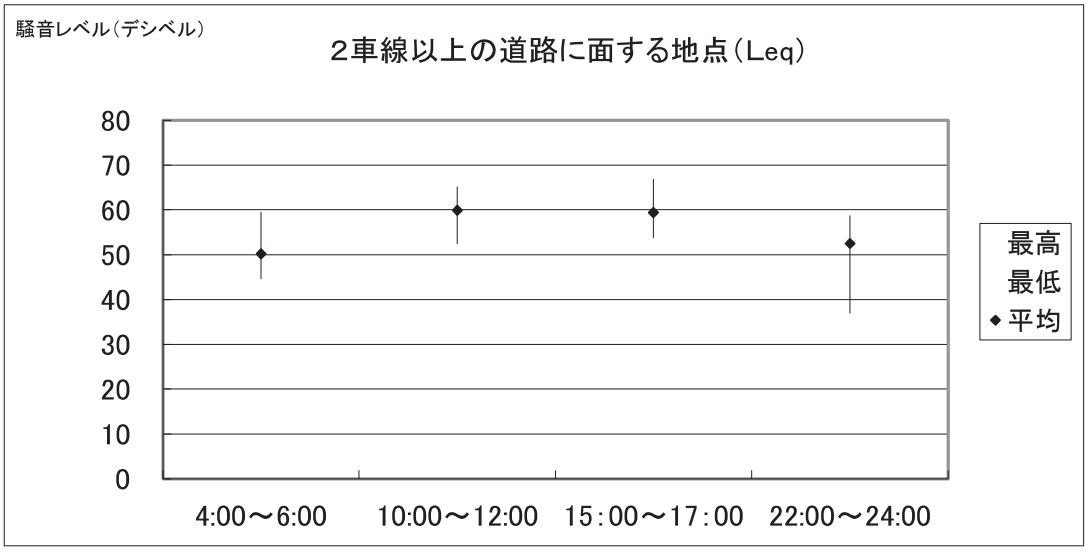
		L50				Leq			
時間帯		夜間	昼間		夜間	夜間	昼間		夜間
用途別	地点番号	4:00～6:00	10:00～12:00	15:00～17:00	22:00～24:00	4:00～6:00	10:00～12:00	15:00～17:00	22:00～24:00
第一種住居地域	15	32.9	44.1	42.9	32.7	40.8	49.8	53.4	44.0
第一種中高層住居専用地域	7	49.6	43.1	45.4	44.9	50.8	50.9	54.7	47.5
第二種住居地域	5	40.0	48.3	49.4	33.4	44.8	57.7	55.9	48.1
準住居地域	3	44.8	43.9	43.9	53.8	45.4	45.4	48.9	53.9
近隣商業地域	13	35.9	48.3	45.4	37.4	42.6	55.1	58.4	39.9
商業地域	2	38.5	51.9	55.2	47.2	41.0	54.0	56.8	50.7
準工業地域	11	42.9	45.8	45.4	54.1	43.4	49.5	47.7	53.9
工業地域	23	41.6	51.2	41.2	40.7	43.0	56.0	49.4	40.9
未指定地域	1	37.1	40.0	41.1	28.9	42.8	52.4	55.1	41.2
未指定地域	16	36.2	42.5	46.9	48.4	39.2	47.8	49.2	49.0
未指定地域	17	45.9	51.2	53.2	53.3	48.0	53.0	54.5	56.2
未指定地域	18	39.0	47.5	48.5	46.8	49.0	51.6	56.2	47.5
未指定地域	22	46.4	40.7	39.4	42.0	47.3	45.8	42.8	43.4
未指定地域	24	43.6	44.4	41.7	37.3	44.2	59.4	54.6	54.8
最　高　値		49.6	51.9	55.2	54.1	50.8	59.4	58.4	56.2
平　均　値		41.0	45.9	45.7	42.9	44.5	52.0	52.7	47.9
最　低　値		32.9	40.0	39.4	28.9	39.2	45.4	42.8	39.9

（表５）Ｌ$_{50}$値50デシベル以下の地点及びＬeq値55デシベル以下の地点の割合

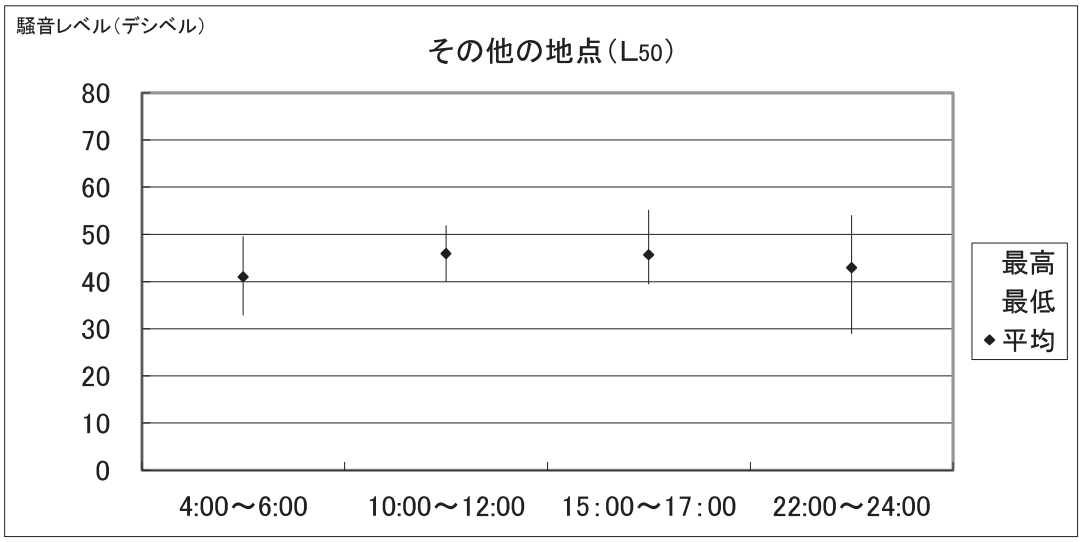
	L50				Leq			
時間帯 / 用途別	夜間	昼間		夜間	夜間	昼間		夜間
	4:00～6:00	10:00～12:00	15:00～17:00	22:00～24:00	4:00～6:00	10:00～12:00	15:00～17:00	22:00～24:00
2車線以上の道路に面する地点（合計:10地点）	90.0%	40.0%	30.0%	70.0%	70.0%	20.0%	20.0%	70.0%
	（9地点）	（4地点）	（3地点）	（7地点）	（7地点）	（2地点）	（2地点）	（7地点）
その他の地点（合計:14地点）	100.0%	78.6%	85.7%	78.6%	100.0%	71.4%	64.3%	92.9%
	（14地点）	（11地点）	（12地点）	（11地点）	（14地点）	（10地点）	（9地点）	（13地点）
全ての地点（合計:24地点）	95.8%	62.5%	62.5%	75.0%	87.5%	50.0%	45.8%	83.3%
	（23地点）	（15地点）	（15地点）	（18地点）	（21地点）	（12地点）	（11地点）	（20地点）

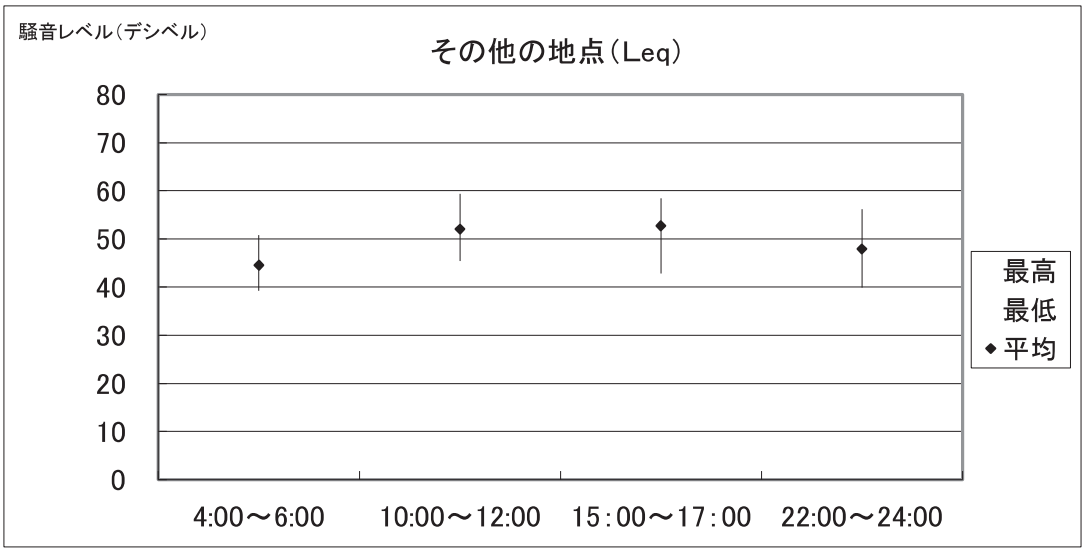
（図１）騒音レベルの比較（２車線以上の道路に面する地点）





（図２）騒音レベルの比較（その他の地点）





第 3 節　　騒音に係る環境基準

（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）
改正　平１２環告２０・平17環告４５、平２４環告５４

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
ＡＡ	５０デシベル以下	４０デシベル以下
Ａ及びＢ	５５デシベル以下	４５デシベル以下
Ｃ	６０デシベル以下	５０デシベル以下

（注）１　時間の区分は、昼間を午前６時から午後１０時までの間とし、夜間を午後１０時から翌日の午前６時までの間とする。
２　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
３　Ａを当てはめる地域は、専ら居住の用に供される地域とする。
４　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
５　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０デシベル以下	５５デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５デシベル以下	６０デシベル以下

備考　車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
７０デシベル以下	６５デシベル以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては４５デシベル以下、夜間にあっては４０デシベル以下）によることができる。

第 4 節　振 動

振動については、工場等の活動や建設作業、車両の走行などが発生源となっている。
ほとんどの場合、騒音を伴い、甚だしい場合は建物のひび割れ等の被害が起こることもある。

振動の大きさの例と震度階級

デシベル		気象庁震度階級
111 以上	・揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	震度 7
106 ～110	・立っていることができず、這わないと動くことができない。	震度６強
	・立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。	震度６弱
96 ～105	・棚にある食器類や書棚の本の多くが落ちる。タンスなど重い家具が倒れることがある。	震度５強
	・座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	震度５弱
95以下	・家屋の振動が激しく花びんが倒れる。人体に生理的影響が生じ始める。	震度 4
85以下	・家屋の戸、障子がガタガタと鳴り、つり下げた電灯は相当ゆれる。	震度 3
75以下	・眠っている人の一部が目を覚ます。電灯などがわずかに揺れる。	震度 2
65以下	・屋内にいる人の一部が感じる。	震度 1
55以下	・人体には感じないで地震計に記録される程度。	震度 0